

# BTMU

## 中国月報

第23号 (2007年12月)



### CONTENTS

#### ■ 特集

- ◆ 「2008年外資政策の展望」

#### ■ 連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」  
第3回：「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ③」  
～ 加工貿易を取り巻く環境変化 その1

#### ■ 経済

- ◆ 科学的発展観による中国経済の持続的な成長を求める  
～ 共産党17次大会と2期胡錦濤政権について～

#### ■ 産業

- ◆ 燃料油の供給不足問題が深刻化する中国

#### ■ 人民元レポート

- ◆ 人民元為替市場 2007年の回顧と2008年展望

#### ■ スペシャリストの目

- ◆ 投資：中国政策環境の変化及び当局の考え方から見る加工貿易企業の課題
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：変革期の中国における人材活用－在日中国人人材－

#### ■ MUFG中国ネットワーク





## 目 次

### ■特 集

- ◆ 「2008年外資政策の展望」  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
国際事業本部海外アドバイザー事業部 ……………1

### ■連 載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」  
第3回：「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ③」  
～加工貿易を取り巻く環境変化 その1  
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 ……………6

### ■経 済

- ◆ 科学的発展観による中国経済の持続的な成長を求める  
～共産党17次大会と2期胡錦涛政権について～  
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 ……………10

### ■産 業

- ◆ 燃料油の供給不足問題が深刻化する中国  
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ……………14

### ■人民元レポート

- ◆ 人民元為替市場 2007年の回顧と2008年展望 ……………18

### ■スペシャリストの目

- ◆ 投 資：中国政策環境の変化及び当局の考え方から見る加工貿易企業の課題  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司 ……………23
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務  
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……………27
- ◆ 人 事：変革期の中国における人材活用－在日中国人人材－  
P a s o n a G r o u p ……………32

### ■MUFJ中国ネットワーク ……………38



## エグゼクティブ・サマリー

**特集**「2008年外資政策の展望」は、本誌2007年1月号で採り上げた外資に影響の大きい政策について、2007年のレビューと今後の注目点の解説を行っています。具体的には、「輸出と加工貿易」に対する規制強化、新「企業所得税法」における優遇措置の適用、「エネルギー消費基準」の各地方政府の対応、「輸入設備免税政策」における非免税輸入商品の拡大等について、今後発表が予定されている関連詳細規定に注意が必要としています。

**連載**「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」は、今回から加工貿易を取り巻く環境変化が華南ビジネスへ及ぼす影響とその対応をテーマに採り上げています。中国では、エネルギー・環境問題への配慮、貿易摩擦の回避、国内産業育成等の観点から税制を中心に加工貿易政策の見直しが行われ、加えて最近では香港においても加工貿易を巡る税制運用を厳格化する動きがあり、加工貿易企業がこれまで享受してきた税制メリットに黄信号が灯り始めたと言及しています。

**経済**「科学的発展観による中国経済の持続的な成長を求める」は、今年10月に開催された中国共産党17次大会の主な内容と2期目に入った胡錦涛政権の今後の経済施策の方向についての纏めです。党大会では、今後5年間の党と国家の運営方針として、これまでの高成長優先主義から脱却して持続的な経済成長を目指し、環境、エネルギー、所得格差問題等に配慮した「科学的発展観」への軌道修正が明確に示されたものの、マクロ経済政策については現状の経済過熱状況の抑制に対する明確な決意が見られなかったとし、経済高成長の維持が政権安定の必須条件と認識する党にとってマクロコントロールの難しい舵取りに迫られていると指摘しています。

**産業**「燃料油の供給不足問題が深刻化する中国」は、中国の燃料油の供給不足問題について需給両面から分析しています。最近の需給逼迫の要因は、急速な需要拡大とそれにも増して供給面の構造問題の顕在化、即ち、大幅上昇する国際原油価格と政府統制により横這いに抑えられている国内燃料油価格とのギャップの中、石油会社が一部製品を輸出に振り向けたため供給不足に陥ったことと指摘した上で、解決には燃料油価格引き上げにより石油会社の増産、国内販売のインセンティブを高めることが肝要であるものの、インフレが問題となる現況下では価格引き上げも難しく、政府は「価格の安定」と「量の安定」のバランスを取った舵取りが求められるとしています。

**上海支店人民元レポート**「人民元為替市場2007年の回顧と2008年展望」は、この2007年の米ドル/人民元為替レートとドルインデックスの動きとの間に相関関係が見出せ、米ドルが他通貨に対して弱くなるほど米ドルに対する人民元が強くなる傾向が顕著であると分析した上で、2008年の人民元の対米ドル相場は、従来の上昇幅を5%～6%に収斂させた1本調子の上昇ペースから、ドルインデックスのようなダイナミックな変動幅で推移するのではないかと見ています。

### スペシャリストの目

**投資**「中国政策環境の変化及び当局の考え方から見る加工貿易企業の課題」は、中国の加工貿易に関する政策の変遷、当局の考え方と今後の企業のあるべき姿について纏めています。加工貿易は1979年の導入以来奨励されてきましたが、90年代半ば頃から原材料輸入に対する管理が厳格化し、さらに近年は環境、エネルギー等の観点から加工貿易の経営そのものに対する審査が厳しくなっていると、税関、税務署の査察の際のポイントを具体的に示した上で、企業はこうした加工貿易政策の変化を認識した上で適切な対応が必要としています。

**税務会計**「中国の会計・税務」は、2008年より施行予定の新企業所得税法における実務上の重要事項について、近日中に公布が見込まれる同税法実施条例の草案を踏まえて解説しています。新税制上でリスクとコスト増に繋がる規定として、外商投資企業については所得、費用控除(損金計上)、企業再編、優遇税制、特別税額調整等、外国企業については実質的な経営機構、源泉所得税等の項目を指摘し、これらの規定の影響を十分に考慮する必要があるとアドバイスしています。

**人事**「変革期の中国における人材活用」は在日中国人人材の活用について検討しています。同社が毎年実施する在日中国人のキャリア意識に関するアンケート調査を通して、在日中国人求職者には、人材教育・社会保障の充実、雇用の安心感、職場の一体感等の点で日本企業を高く評価し、独立より管理職としての活躍を志向する傾向が見られ、日系企業が変革期にある中国ビジネス環境に対応していくためには、日本に馴染んだ在日中国人の中に即戦力となる人材を見出せる可能性が高いとしています。



## 2008年外資政策の展望

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
国際事業本部海外アドバイザー事業部  
顧問 池上隆介

2007年の中国の外資政策は、規制と選別の強化の動きが目立った。輸出と加工貿易に対する規制強化、土地・環境面での規制強化、不動産への投資制限強化、「労働契約法」の制定による企業の雇用義務の拡大、新「企業所得税法」での優遇措置の選別適用、「外商投資産業指導目録」の改訂を通じた一層の外資選別の強化などである。

2008年は、2007年10月の第17回党大会を経て、胡錦濤・温家宝政権が2期目に入り、政権の運営基盤が固まったことで、2007年に実施された措置がこれまで以上に強力に推進され、まだ実施されていない措置も早期に実施されると思われる。本誌2007年1月号では、2007年の外資政策の展望として、「外資利用『11・5』計画」(注1)に示されている措置の中から、広範な企業に影響が及ぶことが予想されるものとして、「企業所得税法」の統一、加工貿易政策の変更、エネルギー・水消費と土地利用の基準制定及び環境保護の監督強化、輸入設備免税政策の調整を取りあげたが、これらの一部は2008年に実施が持ち越され、一部は引き続き実施されると見られる。

ここでは、これらの最新動向と注目点について整理しておきたい。

### 1. 輸出と加工貿易に対する規制

2007年は、増値税輸出還付率の引き下げと加工貿易の禁止・制限の対象品目が更に拡大された。

増値税輸出還付率の引き下げは、2004年1月1日に一部の機械・電気製品を除いて還付率が一律に引き下げられた後、2006年3月までは個別の品目に対して還付の取り消しまたは還付率の一部引き下げが行われるにとどまっていた(注2)。しかし、2006年9月15日付で一挙に1400近い品目に対して還付取り消しまたは還付率の一部引き下げが行われた。2007年には、4月15日付で鉄鋼製品150品目余りの還付が取り消され、7月1日付で更に2800以上の品目が新たに還付取り消しまたは還付率一部引き下げの対象とされた。還付が取り消された品目は、主に「両高一資」といわれる高エネルギー消費、高汚染の製品と資源性の高い製品で、還付率が一部引き下げられた品目は主に貿易摩擦を引き起こしやすい製品とされている。

加工貿易に対する規制は、増値税輸出還付率引き下げと連動して採られている。2006年9月15日に還付が取り消された品目は同時に加工貿易禁止類商品とされ、同じく還付率が一部引き下げられた品目は2007年7月1日から新たに加工貿易制限類商品とされた。加工貿易禁止類・制限類商品は、1999年に「加工貿易銀行保証金台帳制度」が導入されたのに伴って指定されたものだが、一部の品目に限られていた(注3)。しかし、2006年9月15日の増値税輸出還付率引き下げ以降、大量に追加され、2007年11月末現在、禁止類商品は1000品目余り、制限類商品は2200品目余りとなっている。

増値税輸出還付率引き下げも加工貿易規制も、中国全体の過大な投資によってもたらされた資源・エネルギー不足、環境汚染、供給過剰、輸出急増といった状況に対して、政府が進めている産業構造調整政策の一環と見るべきである。その狙いは、端的に言えば、遅れた好ましくない産業・企業を淘汰することである。今後は従来の政策をこれまで以上に強力に進めていくものと思われる。



2008年も、引き続き増値税輸出還付率引き下げ品目と加工貿易禁止・制限類商品の調整が行われるだろうが、当面は、2007年7月1日付で増値税輸出還付率が引き下げられた品目のうち、8月23日付で追加された加工貿易制限類商品に入らなかった品目の動向に注意しておきたい。特に、アパレル及び関連製品、ゴム及び製品、雑貨などは、輸出が依然として高い伸びを続けていることから、加工貿易制限類商品に追加される可能性が高いと思われる。(別表をご参照。) また、加工貿易では、認可基準についての規定が新たに制定され、環境保護、労働、生産設備などについて一定の基準を満たさない場合には、加工貿易が認可されないことになるとと思われる(注4)。

増値税輸出還付率引き下げ品目と加工貿易制限類商品の関係

増値税輸出還付率引下げ品目 (2007年7月1日追加分、2268品目)	加工貿易制限類商品 (2007年8月23日追加分、1853品目)
①植物油 ②一部化学品 ③プラスチック、ゴム及びこれらの製品 ④かばん、その他の皮革・毛皮製品 ⑤紙製品 ⑥アパレル ⑦靴・帽子、雨傘、羽毛製品など ⑧一部石材、セラミック、ガラス、 <u>真珠、宝石、 貴金属及びこれらの製品</u> ⑨一部鉄鋼製品(石油パイプを除く) ⑩ニッケル、鉛、亜鉛、錫及びこれらの製品 ⑪切削盤、ディーゼルエンジン、ポンプ、送風機、排気バルブ・部品、転炉、コークス炉、ミシン、ステープラー、ゴルフカート、雪上車、オートバイ、自転車、トレーラー、エレベータ・部品、蛇口、溶接機など ⑫家具 ⑬時計、玩具、 <u>その他雑貨</u> ⑭一部木製品 ⑮再生繊維又は半合成繊維	①プラスチック及び製品 ②木材及び製品 ③紡織用繊維及び製品(アパレルを含まない) ④陶磁製品 ⑤ガラス及び製品 ⑥銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、錫及びこれらの製品 ⑦家具 ⑧ライター

(注) 下線の品目は加工貿易制限類商品に含まれていないもので、加工貿易による輸出の割合が高いと見られるもの。

## 2. 「企業所得税法」における優遇措置

2007年3月16日に公布された新しい「企業所得税法」は、2008年1月1日から施行される。これにより、従来、広範な外商投資企業が享受してきた優遇措置は大幅に削減される。新設企業は、「高技術企業」に認定された場合に15%、「小型薄利企業」に認定された場合に20%の低減税率が適用されるほかは、農業、インフラ、環境保護、省エネルギー、節水、技術移転などの事業所得がある場合の減免税と、研究開発費、障害者雇用の賃金、環境保護・省エネルギー・節水・安全生産などの専用設備への投資がある場合の所得控除など、特定の事業所得や費用支出に対する優遇に限定される。

このうち「高技術企業」に対する税率優遇は、多くの日系企業に適用される可能性があるが、



「企業所得税法」では、「国が重点的支援を必要とする高技術企業」とあるだけで、具体的な条件が明らかでない。これは、「企業所得税法实施条例」に規定されると見られるが、2007年11月末現在、同条例はまだ公布されていない。ただ、報道によれば、国务院に提出された最終草案では、その条件は核となる知的財産権を保有していること、製品が「国家重点支援の高技術分野」に適合すること、販売総額に占める研究開発費、販売総額に占める高技術製品の販売額及び従業員総数に占める科学技術人員数が一定比率以上であること、とされている。なお、「高技術企業」の認定の根拠となる「高技術製品目録」は一新され、8大分野、140余りの小分野になるという（注5）。

高技術製品目録には、現在、「中国高技術製品目録2006年」（11分野、1421項目）と「中国高技術製品輸出目録2006年」（9分野、1601項目）があり、両方ともハイテク分野ばかりだが、報道どおりとすれば、新しい目録では分野が更に絞り込まれることになる（注6）。いずれにしても、「高技術企業」の認定条件は今より厳しくなるものと思われる。

なお、現行の「中国高技術製品目録」と「中国高技術製品輸出目録」は、これらに記載される製品を生産する企業に対して、生産設備・技術を輸入する場合の免税や輸出時の増値税全額還付の優遇が適用されていることから（注7）、変更された場合の扱いがどうなるかにも注意しておきたい。

### 3. エネルギー消費基準の制定

本誌2007年1月号では、エネルギー・水消費と土地利用の基準制定及び環境保護の監督強化について述べたが、このうちエネルギー消費基準の制定は2007年にはあまり進展を見なかった。

2007年3月の全人代第10期5回会議で温家宝総理が行った政府活動報告では、エネルギー消費について、全ての新規建設プロジェクトに対して審査・承認を行うことが述べられている。この審査・承認制度については、2006年末に国家発展改革委員会が通知を出し、2007年から国家発展改革委員会が審査を行うプロジェクトはフィージビリティ・スタディ報告かプロジェクト申請報告の中に省エネルギー分析を含めることとし、地方政府が審査を行うプロジェクトに対しては地方独自の省エネルギー評価・審査規則を制定すべきとした（注8）。国家発展改革委員会は、2007年5月にもプロジェクト申請報告の記載内容を示した通知を出し、プロジェクトの省エネルギー案についての分析を含めなければならないとした（注9）。

しかし、地方の省エネルギー評価・審査規則は、北京市、山東省、浙江省などの一部地方を除いて制定されておらず、また規則があってもエネルギー消費基準までは明確にされていない。これは、第11次5ヵ年計画での2010年のエネルギー消費量の削減目標が2005年比で20%とされたのを受けて、各地方が策定している実行計画がまだ詳細まで決まっていないためと思われる。

第11次5ヵ年計画のエネルギー削減目標は、必ず達成しなければならない「約束性指標」とされている。2008年は、各地方で具体的なエネルギー消費基準の制定が進み、新設企業に対する審査・認可だけでなく、既存の企業に対しても適用されるのではないかと思われる。

### 4. 輸入設備免税政策の調整

2007年は、外商投資企業の生産設備輸入に対する免税政策の調整は見送りとなるかもしれない。「外商投資産業指導目録」が2007年12月1日付で約3年ぶりに改訂され、免税となる奨励類プロジェクトの内容が大きく変わった（注10）が、その一方で予定されていた「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」の改訂がまだ行われていない。

「外資利用『11・5』計画」では、「『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』を改訂し、内資企業と外商投資企業の待遇差を更に縮小し、最終的には統一の政策を実行する」



と述べられている。現行の目録にある商品は、家電、PC、通信機器、自動車など 20 種で、生産設備は含まれていない。これに対して、内資企業向けの「国内投資プロジェクトで免税を付与されない輸入商品目録」は 38 種で、生産設備が多数含まれている（注 11）。したがって、改訂される「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」には、生産設備も入ると見られている。

この目録は、2006 年時点で同年末までに改訂される予定だった（注 12）が、未だに行われていないのは、上述のように、企業所得税法の施行に伴って新しい高技術製品目録の制定作業が行われていることと関係しているように思われる。ただ、これも遠からず制定されるだろう。

（注 1）「外資利用『11・5』計画」（国家発展改革委員会、2006 年 11 月発布）。

（注 2）2006 年 9 月 15 日以前に増値税の輸出還付が取り消された品目は、「財政部、税関総署、国家税務総局の一部商品の輸出税還付率調整の関係問題に関する補充通知」（財税 [2006] 145 号、2006 年 9 月 29 日発布）に添付されている目録では 138 品目とされている。また、還付率が一部引き下げられた品目は、鋼材、非鉄金属、化学品など 100 品目余りと見られる。

（注 3）加工貿易禁止類商品は、2006 年 11 月 22 日から 804 品目が追加されたが、その前は「商務部、税関総署、国家環境保護総局 2005 年第 105 号公告（加工貿易禁止類商品目録）」（2005 年 12 月 11 日実施）にある 341 品目だった。加工貿易制限類商品は、2007 年 8 月 23 日から 1853 品目が追加されたが、それ以前には「商務部、税関総署公告 2007 年第 44 号」（2007 年 7 月 23 日公布、同年 8 月 23 日実施）に添付されている目録によれば 394 品目とされている。

（注 4）商務部の魏建国副部長の説明による。原文は商務部のホームページに掲載。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/ai/200707/20070704916710.html>

（注 5）「企業所得税法实施条例が上程される」、2007 年 11 月 14 日。各種ウェブサイトに掲載。

<http://finance.sina.com.cn/g/20071114/01414170228.shtml>

（注 6）「中国高技術製品目録 2006 年」は科学技術部、財政部、国家税務局の通知（国科発計字 [2006] 370 号、2006 年 9 月 8 日発布）、「中国高技術製品輸出目録 2006 年」は科学技術部、財政部、国家税務総局、税関総署の通知（国科発計字 [2006] 16 号、2006 年 1 月 9 日発布）による。

（注 7）「財政部、国家税務総局の『中共中央、國務院の技術革新強化、高科学技術發展、産業化實現に関する決定』の関係税収問題の貫徹実行に関する通知」（財税字 [1999] 273 号、1999 年 11 月 2 日発布、同年 10 月 1 日実施）では、次の優遇が適用される。

①「国家高技術製品目録」の製品を生産するために設備・技術・部品を輸入する場合、「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」に記載される商品を除き関税・増値税が免税となる。

②「国家高技術製品目録」の技術を導入する場合、国外に支払うソフトウェア費用にかかる関税・増値税は免税となる。

③「中国高技術商品輸出目録」の製品を輸出する場合、増値税還付額は税率で計算される。

（注 8）「国家発展改革委員会の固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価・審査業務の強化に関する通知」（発改投資 [2006] 2787 号、2006 年 12 月 12 日発布、2007 年 1 月 1 日実施）。



- (注9) 「国家發展改革委員會のプロジェクト申請報告共用テキストの発佈に関する通知」(発改投資 [2007] 1169号、2007年5月28日発佈、同年9月1日実施)
- (注10) 「国家發展改革委員會・商務部令 2007年第57号」(2007年10月31日発佈、同年12月1日実施)。
- (注11) 「財政部公告 2007年第2号」(2007年1月10日公布、同年3月1日実施)。
- (注12) 「國務院弁公庁の『<国家中長期科学・技術發展計画要綱>実施の若干の関連政策』実施細則の制定同意に関する回答」(国弁函 [2006] 30号、2006年4月11日) による。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都千代田区大手町 1-1-1 三菱東京UFJ銀行 国際業務部気付

E-Mail : [r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp)

TEL : 03-5252-4019





「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」  
第3回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ③」  
～ 加工貿易を取り巻く環境変化 その1

三菱東京 UFJ 銀行  
香港支店 業務開発室  
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。今回から、前回述べました華南経済圏の構造変化の“第2の波”が押し寄せるなかで、同経済圏の産業高度化が進むもうひとつの要因として、中国当局の保税委託加工貿易（以下、加工貿易）政策の見直しによる今後の華南ビジネスへの影響や今後の対応スキームを考えていきたいと思えます。

### 1. 中国当局の加工貿易政策に変化の兆し ～ 企業にとっての税制面のメリットに黄信号

今後の華南経済圏の行方を考えるポイントとして、前回述べました自動車産業の更なる発展と液晶・半導体産業の勃興による高付加価値産業へのシフトに加え、加工貿易を取り巻く環境変化も見逃せません。最近、華南経済圏の輸出主導の成長を牽引してきた加工貿易による税制面のメリットに変化の兆しがみられることは周知の通りですが、この背景には、中国当局を中心とした加工貿易政策の見直し機運が高まっていることがあると考えられます。

#### (1) 輸出に関わる増値税の還付率見直しとその影響

まず、輸出に関わる増値税還付率（通常 17%）の引き下げは、2006 年に入り、9 月発表の「財税【2006】139 号」、「財税【2006】145 号」といった通達により段階的に行われてきましたが、つい先日の 2007 年 7 月 1 日から施行された「財税【2007】90 号」では、還付取り消しが 533 品目、還付率引き下げが 2,268 品目に上るなど、対象品目が広がったうえ、還付率の引き下げ幅も大きいことからその影響が懸念されています。還付取り消しになった主な品目には、皮革、化学製品、木工製品（木板、使い捨てのものが中心）、金属製品が含まれます。還付率が引き下げられた主な品目をみると、鉄鋼製品、非鉄金属製品、化学製品、樹脂・ゴム製品、アパレル製品、皮革製品（かばん、履物等）、紙製品、木工製品などが挙げられ、還付率は、今回 5%、9%、11%に引き下げられた品目が多くなっています。

次に、加工貿易を手掛ける華南の日系企業の皆様への増値税負担の影響について、来料加工と進料加工形態のそれぞれの場合に分けて考えてみます。

#### ① 来料加工の場合は増値税還付率引き下げの影響は限定的に

来料加工の場合、輸入原材料と輸出製品に関わる増値税が免除されているため、基本的に増値税の還付率引き下げによる直接的な影響はないと考えられます。

ただし、還付率引き下げの影響はないものの、従来同様、来料加工にも以下の増値税負担があることには、留意しておく必要があります。(a) 国内で人民元調達した原材料（原則不可。税関事前申告要）については、加工廠では一般に小規模納税人資格しか有しておらず（注）、増値税の仕入れ税額控除が認められていないので、国内原材料調達に関わる増値税負担部分が製造コストに含まれることとなります。また、(b) 転廠で仕入れた原材料については、華南では転廠に関わ



る増値税の「不徴収・不還付」方式が採用されているため、基本的に増値税は課税されません。ただし、(イ) 転出企業（仕入先）自身が来料加工形態（来料転来料）の場合では、国内原材料調達に関わる増値税負担分が転入企業に転嫁される可能性があります。また、(ロ) 転出企業（仕入先）が進料加工形態（進料転来料）の場合でも、転出企業の転廠に対応する仕入れ増値税の不還付部分の税負担があるので、転入企業に価格転嫁等の形で影響が出てくる可能性があると考えられます。(ハ) さらに、一般に華東地区に多いのですが、一部華南でも転廠取引そのものを国内取引とみなし、増値税を課税するケースもみられ、この場合は、転出企業から転入企業へ増値税分が上乘せされた転廠価格で取引される一方、転入企業では輸出時に還付を受けることが出来ない地域が多く、増値税の課税部分がそのまま製造コストの増加に繋がる可能性があります。

(注) なお、最近では、来料加工廠でも、華南では加工賃ベースの収入が100万人民元を超える等の場合には、増値税一般納税人資格を取得するよう地方税務局から指導を受けるケースもあるようです。ただし、端材も含めて国内販売を全く行わないケースでは、必ずしも増値税一般納税人資格を取得する必要はないとの見方もあります。

## ②進料加工の場合は増値税還付率引き下げの影響が比較的大

進料加工の場合、製品を全量輸出すると仮定すれば、原材料の輸入調達や転廠調達を問わず、中国で発生した付加価値分に対して増値税が不還付となる部分【(輸出 FOB 額－免税輸入原材料額＜含む転廠調達分＞) × (17%－今回の還付税率)】が還付率引き下げによって新たな税負担となります。

また、上記来料加工の場合と同様に、還付率引き下げの影響を受けない取引についても、以下の増値税負担に留意しておく必要があります。(a) 国内で人民元調達した原材料については、一般的には輸出に対応する増値税課税部分が還付の対象となりますが、一部の地域では還付や控除が認められないケースもあります。(b) 転廠で仕入れた原材料については、華南では転廠に関わる増値税の「不徴収・不還付」方式が採用されているため、基本的に増値税は課税されませんが、先述の来料加工の(イ)、(ロ)、(ハ)のケース同様の結果になると考えられます。

そのほか、華東と華南の転廠取引の場合には、増値税の徴収方式が異なることにより、還付率引き下げの影響が出てくるケースがあります。華南の企業（転出企業）から華東の企業（転入企業）への転廠の場合、華南では増値税を徴収しないケースが多いことから、理論上は華南の企業から増値税発票を発行する必要はないのですが、華東の企業は輸出の際に還付請求をするために、華南の企業に発票を要求することがあります。すなわち、華南の企業は、実際には免税輸入を行っているにも関わらず、免税輸入を行った形での手続きができないため、増値税の不還付額は、【輸出 FOB 額 × (17%－今回の還付税率)】となり、輸出 FOB 額から免税輸入原材料を差し引くことができない分、増値税負担が増す計算になります(注)。

(注) 一方、還付率引き下げの影響はないものの、華東の企業（転出企業）から華南の企業（転入企業）への転廠の場合、増値税負担に留意しておくべきでしょう。同取引では、転廠の際に一旦増値税が課税される取引が多く、華南の企業は増値税分が上乘せされた価格で購入することになります。この結果、華南の企業では、増値税の「不徴収・不還付」方式が採用されるケースが多いため、当該増値税分を還付請求することができず、国内販売がない場合には、仕入れ税額控除も出来ないため、仕入れ時に支払った増値税の負担が発生するという問題が生じる可能性があるでしょう。

## (2)輸出関税の課税とその影響

次に、輸出関税の課税の適用などによる影響が挙げられます。これは、2006年11月からレアアース、マンガン、ニッケル、モリブデン、タングステン、チタンといった希少資源の輸出関税が10%課されていますし、石炭、石油には5%の同関税が課されることになりました。日系企業



への影響としては、中国からこうしたレアメタルなどの資源を輸出して中国以外で加工などを行うケースについて、国際市況の上昇に加えて、今回の関税引き上げにより、原材料コストのアップなどが考えられるでしょう。

### (3)加工貿易禁止類商品目録の拡大及び加工貿易に関する管理強化の動きとその影響

さらに、商務部、税関総署、環境保護総局発布の「加工貿易禁止類商品目録」により、加工貿易に対して一段と規制が強まっています。2005年12月末発表の「第105号公告」、2006年11月発表の「第82号公告」により、輸出に関わる増値税の還付率が引き下げられた品目を中心に、立て続けに禁止類の品目が増加、その後、2007年4月に発表された同規定により、前出公告が統合され、一部の品目が追加または除外された形で2007年「第17号公告」として発表、現在の適用規定となっています。加工貿易の禁止業種に指定された場合、来料加工契約などの加工貿易の新規契約及び契約更新ができなくなり、通常の輸出入取引（一般貿易方式）で対応すれば、輸出入決済資金の負担は勿論、輸入関税や増値税の支払いが留保される保税取引ができなくなります。加えて、注意が必要なのは、輸出還付が取り消された品目を輸出する場合、製品輸出時には国内販売とみなし、増値税を徴収される可能性があるためです。「輸出貨物税還付（免除）の若干の問題に関する通知」（国税発【2006】102号）によれば、【（輸出FOB価格×人民元為替相場）／（1+17%）×17%】で課税されることになり、仕入れ税額控除こそ認められますが、さらなる税負担の増嵩に繋がります。現状、同通達による輸出時の増値税を課税されているケースは耳にしていますが、今後運用が厳格化される可能性もあるため、留意が必要かもしれません。このように、加工貿易禁止類商品の適用範囲の拡大は、企業にとって加工貿易禁止類商品の負担の増嵩に繋がるなど大きなコストアップ要因になることが予想されます。

また、最近、加工貿易に関する管理強化の動きも非常に強まった感があります。主なものとしては、来料加工廠に対する税務当局の個人所得税及び社会保険料の徴収強化や、加工賃に対するみなし課税適用強化の動きが挙げられます。特に、後者については、従来適用されてきたみなし課税の適用範囲を、加工賃だけでなく、他の諸費用を含めた形での申告を求めるケースが出てきています。また、加工廠については、来年1月に施行される新しい「企業所得税法」における「居住者定義」の導入に伴い、“実質的な管理を行う場所”を中国内に有しているとしてPE（Permanent Establishment：恒久的施設）認定を受ける虞が出てきています。現時点では、香港政府と中央政府が締結した「中国本土と香港特別行政区の所得に対する二重課税回避と徴税漏れ防止に関する協定」（以下、「協定」）でも確認されている通り、“来料加工”を請け負う内地企業の取得した加工費収入を中国側で既に申告している場合には、一時的にPE認定の対象外となっています。ただし、今後制度変更が行われ、来料加工廠がPE認定を受ける事態となった場合、全世界所得課税として香港現法の利益にまで課税される可能性があるため、注意が必要といえるでしょう。

このような加工貿易政策の見直しの狙いとしては、全体で見れば、昨今中国で問題となっている“エネルギー消費効率の悪い産業”、“環境汚染度の高い産業”、“資源消費量の多い産業”などの分野で、海外からの投資・進出を抑制することに加え、貿易摩擦を回避する目的などで輸出抑制を行うことが喫緊の課題になっていることが挙げられます。また、一方で産業政策の観点から育成する業種を絞り込む狙いも垣間見られます。「新企業所得税法」において、ハイテク産業への優遇税制の継続が謳われている点からも明らかでしょう（注）。さらに、①で見てきました通り、輸出に関わる増値税の還付率引き下げ政策は、加工貿易取引のなかでも進料加工形態への影響が大きいのにに対し、華南地区に多い来料加工形態に対しては、制度上は十分な効果を挙げ難いように思われるかもしれません。しかしながら、詳細は次号で述べますが、2007年半ばからその影響



が懸念されている「加工貿易制限類商品目録（第44号公告）では、来料加工廠に対しての法人転換に向けた方向性が明確に示されています。こうしてみると、今後も、中国当局は、法人・加工廠形態を問わず、税制優遇を認めてきた加工貿易に対して、税制面の見直しや管理強化のための施策を打ち出すなど、広範囲に及ぶ施策を打ち出していくものと考えられるでしょう。

（注）2008年1月施行の新「企業所得税法」において、企業所得税率15%といった優遇税制を受けられるハイテク企業（高技術企業）の定義は、現在リストが作成されている模様で依然明確化されていません。企業所得税法実施条例の草案段階の情報によれば、国家が指定する知的財産権を有している国内企業や高技術を有する企業、高技術製品の収入が企業の総収入の60%以上といった条件が示されており、そのハードルが極めて高く設定される可能性があります。また、ハイテク企業であれば、経済特区や上海浦東新区に限り、企業所得税の2免3減の期間優遇税制を享受することができます。

## 2. 香港当局による税制運用の厳格化について

最後に簡単ですが、加工貿易をめぐる香港当局による税制運用の厳格化の動きもみていきたいと思います。とりわけ、来料加工形態に対しては、前述の中国当局の政策対応や日本の国税当局によるタックスヘイブン対策税制の適用強化もさることながら、香港の税務当局による課税強化の動きも出てきており、関係各国による“包囲網”が敷かれ始めているような印象さえ受けます。2006年半ば以降、香港で加工貿易に関わっている日系企業の問題のひとつとして浮上しているのが、香港現法が所有しているオフショア貸与設備に関わる税務上の損金算入 基準の運用が厳格化されようとしている点です。来料加工形態の場合、香港現法が設備を所有し、中国の来料加工廠に無償貸与されているケースが大半ですが、その設備の減価償却費として、従前は100%税務上の損金計上できていた企業が多いと聞いています。こうしたなか、香港の税務当局が2006年1月に発行した“DIPN (Departmental Interpretation and Practice Notes) 15”によれば、税務上の費用計上（損金算入）が認められる減価償却費は、その取得簿価の50%のみであることが再度明確に記載されています。この影響としては、設備償却が損金算入できず、増加した課税所得に対して、来料加工形態の所得に対する企業所得税率8.75%（通常の税率の半分）の税負担の上昇になると考えられます。足許では、香港の税務当局の対応もトーンダウンした形となっていますが、今後の不安材料と言えるでしょう。

次回以降では、2007年の加工貿易政策のなかでも大きな動きとなった7月に発布された「加工貿易制限類商品目録」について議論を整理するとともに、華南地区の日系企業の今後の対応策について考えていきたいと思います。

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

（本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2007年7月20日号掲載内容を改訂したレポートです）

以上

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



**科学的発展観による中国経済の持続的な成長を求める**  
～共産党 17 次大会と 2 期胡錦濤政権について～

三菱東京UFJ銀行  
経済調査室  
香港駐在 范小晨

10月15日から21日にかけて、中国共産党の5年に一度の大会「17次大会」が北京で開催され、閉幕後に共産党第十七期中央委員会第一回全体会議（一中全会）が開かれ、党の最高指導部となる中央政治局常務委員の構成メンバーが選出された。本レポートでは、「17次大会」で取り上げられた政治、経済、金融関連の主な内容、2期に入った胡錦濤政権の新しい党指導部による経済施策の方向などについて報告する。

**1. 「50 後」世代の組み入れによる最高指導部の若返り**

共産党最高指導部の中央政治局常務委員はこれまでと同じ9人の体制で、胡錦濤総書記、呉邦国全国人民代表大会委員長、温家宝総理、賈慶林政治協商会議主席、李長春氏の5人は留任する。常務委員会の新しいメンバーとして、64歳の賀国強党中央組織部部長と周永康公安部大臣、54歳の習近平上海市党委員会書記、52歳の李克強遼寧省党委書記が選出された（表1）。

2期目に入った胡錦濤政権は、50年代以降に生まれた「50後」世代を最高指導部に入れ込み、有力な後継者候補として育成することになる。習近平氏は共産党元老の息子として高級幹部の子弟グループ「太子党」からの登用である一方で、李克強氏は胡錦濤氏と同じく共産主義青年団出身で「共青团派」に属し、党内派閥集団のバランスは取れているように見える。

中央政治局委員メンバー25人の構成をみると、胡錦濤氏の支持基盤である「共青团」出身者が8人で全体の32%、50歳代が6人で全体の24%を占め、若手や胡錦濤派が多数登用され、徐々に存在感を増している。また、今回、68歳で引退するルールが守られていることからみると、5年後の次回党大会で次世代政治家に権力が委譲され、胡氏・温氏などの5人は引退する可能性が高い。

**表 1: 新しい共産党中央政治局常務委員会メンバー**

	序列	姓名	年齢	現職
留任	1	胡錦濤	64	総書記（国家主席）
	2	呉邦国	66	全国人民代表大会（全人代）委員長
	3	温家宝	65	総理
	4	賈慶林	67	全国政治協商会議主席
	5	李長春	63	中央政治局常務委員
新任	6	習近平	54	上海市党委員会書記
	7	李克強	52	遼寧省党委員会書記
	8	賀国強	64	共産党組織部部長
	9	周永康	65	公安部大臣

（出所）新聞報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室香港作成。



## 2. 党内民主化に向けての改善傾向

1921年に設立された中国共産党は2007年6月時点で党員が7,336.3万人と、全国人口の5.4%を占め、党の組織が中央から地方まで中国全ての地域に設置されている(表2)。今回の党大会では、中央委員の選挙に当たって候補者を定員より多くする「差額選挙」を拡大するなど党内の民主化をアピールする姿勢がみられた。

実際、近年の経済発展と共に一党独裁体制の中での官僚の汚職、腐敗事件の急増は国民の不満を煽っている。また、台湾における国民党から民進党への政権交替は共産党に党内民主制度実施の緊迫感を与えたこともあると見る。

表2: 共産党組織の現状(2007年6月末時点)

中国共産党員	計7,336.3万人、全国人口の5.4%
中央組織	全国代表大会(2,217人) 中央委員会(204人) 中央政治局(25人) 中央政治局常務委員会(9人)
地方組織	省と直轄市で省レベルの党委員会(31個) 省轄市(地・州)で市レベルの党委員会(333個) 県(市・区)で県レベルの党委員会(2,859個)
基礎組織	全国で360.7万個 3人以上の党員がいれば、基礎組織を作る

(出所) 各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室香港作成。

インターネットの普及と海外との繋がりの増加によって、生活環境が改善した中国人は民主制度を求め始める可能性がある。今後、党内民主のみならず国全体の民主拡大と政治改革問題は政権安定にかかわる重要な課題になろう。

## 3. 「科学的発展観」による経済成長を強調

胡錦涛政権となった2002年から2006年までの5年間でGDP成長率は年平均10%以上に達したが、1978年からの改革開放政策の歪みとして粗放型の経済発展による環境破壊、貧富格差の拡大などの問題も浮上してきた。今回の党大会では胡錦涛氏が提唱してきた貧困や環境問題にも配慮しながら持続的な経済成長を目指すことを中心とする「科学的発展観」を党の規約に書き入れることになった。

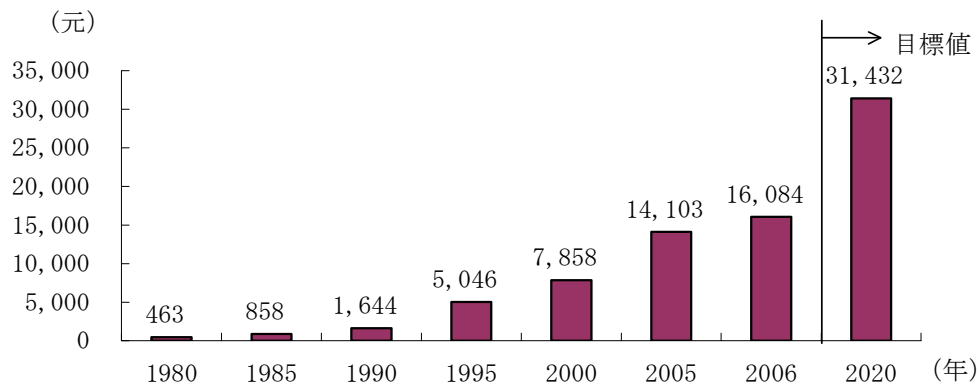
これは中国がGDP成長率のみを重視する姿勢から、所得格差の縮小、自主革新能力の向上、エネルギーの節約と環境保護を重視した持続可能な経済発展の方向に軌道修正していることを意味している。党の規約に在任中の党主席の思想を加える初のケースであり、胡錦涛氏の党内での基盤強化がうかがえる。今回の党大会で「科学的発展観」に基づいた経済、金融関連の主な内容は以下の3点であった。

### (1) GDP総量目標から一人当たりGDP目標への変更

今回の党大会では従来のGDP成長の総額目標を修正して、「一人当たりGDP」を中長期的な経済発展目標として提起し、2020年の一人当たりGDPを2000年の4倍にするとの目標を掲げた。2006年一人当たりGDPは16,084元であったが、今後、年間5%程度の名目GDP成長率があれば2020年に31,432元となり、目標は達成できる(図1)。



図 1: 中国一人当たり GDP の実績値と目標値



(資料) CEIC、政府発表などより三菱東京UFJ銀行経済調査室香港作成。

胡錦涛政権は GDP 総額が世界 4 位になった中国にとって、経済全体の拡大よりも一人当たりでの国力の増加、国民が経済成長を通じて得られるもの、民生と係わる福利厚生 of 改善、社会保障システムの整備などを重視するスタンスが明らかになった。今後、環境保護、省エネルギー、貧富格差の縮小及び持続的な経済発展に着目した施策が引き続き打ち出されると思われる。

## (2) 個人収入増加の促進と「財産性収入」保有の環境作り

「17 次大会」政治報告書の中で、「労働、資本、技術、管理などの生産要素の貢献度で収入を分配し、個人収入を増加させると共に、もっと多くの国民が財産性収入を保有できる環境を作ること」が提起された。「財産性収入」に関する記述は初めて現れたものであり、国内で大きな反響を呼んでいる。

国家統計局によれば、「財産性収入」は家計が保有する動産（例えば、銀行預金、有価証券など）と不動産（例えば、物件、車両、土地、收藏品など）による収入であり、財産権の使用と運用によって得た利子、賃貸料、特許、配当と資産増益などの収入が含まれている。2006 年の都市部一人当たり可処分収入の中で賃金収入は約 70%、一方で財産性収入は僅か 2%にとどまっている。しかし、財産性収入の前年比増加率は 2005 年と 2006 年にそれぞれ 19.7%と 26.5%に達し、不動産と株投資の増加による保有財産の増加で急伸している。

社会主義イデオロギーの中で、労働による収入のみが価値を生み出すものであり、財産運用による収入は労働せず収入を得ることになるため禁止すべきとの考え方があった。共産党政権でありながら財産、資産の運用による収入を支持するようになったことは中国社会における市場経済意識の浸透を表している。

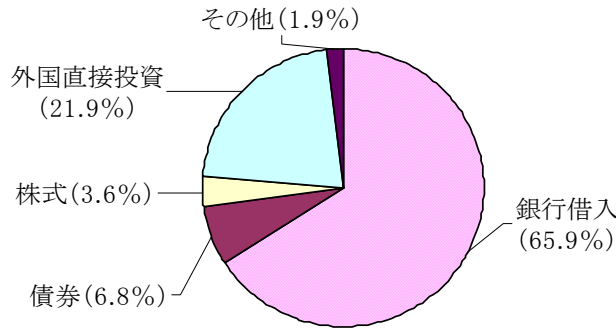
特に、国内における不動産と株などの資産価格上昇による個人収入の増加を認め、今後もっと多くの個人が財産性収入増加の恩恵を受けられるようになるための環境作りとサポートをすることを語っていると解釈できる。

## (3) 直接金融による企業融資ルートの拡大

金融関連の内容として、「資本市場構造の改善と直接金融比率の引き上げ」が提起されたことも注目される。中国企業の債券、株などの直接金融による資金調達の比率は僅か 10%であり、先進国の同 50%に比べれば、銀行貸出に対する依存度は高く、金融リスクは銀行に集中している（図 2）。今後、国有企業株式公開の増加、社債市場の拡大、先物、デリバティブ商品などを含む金融商品の開発、販売の活発化が予想される。



図 2: 中国における企業の資金調達状況(2005年)



(注) 企業は金融機関を除く一般企業を指す。

(資料) 中国人民銀行年報、CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室香港作成。

#### 4. むすび

総じて、今回の党大会では高成長優先主義から脱出して、環境汚染、省エネルギー、貧富格差是正などにも配慮する持続的な経済成長を目指す「科学的発展観」に軌道修正したことは一番の注目点であり、これは今後5年間の党と国家の運営方針となろう。

マクロ経済政策について、「マクロ調整システムの健全化を図る」と軽く触れたものの、経済過熱状況の抑制への明確な決意は見られなかった。民生と係わる福利厚生制度及び社会保障システムは整備されていない中で、経済高成長の維持は政権安定の必須条件であると認識する共産党にとってマクロコントロールの難しい舵取りに迫られている。

#### <参考資料>

表 3. 中国建国後の共産党大会の状況

	時期・場所	代表人数	党員人数	主席	主な内容
8次大会	1956年9月15日～27日・北京	1,026 人	1,073 万人	毛沢東	生産力の拡大に重点を置く
9次大会	1969年4月1日～24日・北京	1,512 人	2,200 万人	毛沢東	「文化大革命」を合法化した
10次大会	1973年8月24日～28日・北京	1,249 人	2,800 万人	毛沢東	「四人組」の勢力を強化
11次大会	1977年8月12日～18日・北京	1,510 人	3,500 万人	華国鋒	「文化大革命」の終了を宣告する
12次大会	1982年9月1日～11日・北京	1,690 人	3,965 万人	胡耀邦	選挙による党幹部の任命、社会主義現代化の建設目標を掲げた
13次大会	1987年10月25日～11月1日・北京	1,936 人	4,600 万人	趙紫陽	「一つの中心、二つの基本点」を提起
14次大会	1992年10月12日～18日・北京	1,989 人	5,100 万人	江沢民	社会主義市場経済体制を作ることにした
15次大会	1997年9月12日～18日・北京	2,074 人	5,900 万人	江沢民	鄧小平の改革開放思想を党章に書き入れた
16次大会	2002年11月8日～14日・北京	2,114 人	6,636 万人	胡錦濤	小康社会をつくる目標を掲げた
17次大会	2007年10月15日～21日・北京	2,217 人	7,336 万人	胡錦濤	「科学的発展観」を党章に書き入れた

(出所) 各種新聞報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室香港作成。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当部はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所をご明記ください。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : [http://www.bk.mufg.jp/rept\\_mkt/index.html](http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html)





## 燃料油の供給不足問題が深刻化する中国

三菱東京 UFJ 銀行  
企業調査部 香港駐在  
シニアアナリスト 王 浩

ここへきて中国におけるガソリン、ディーゼル油（以下、燃料油と総称）の供給不足問題が深刻化している。その背景には、需要の拡大もさることながら、供給面における構造問題が大きく影響している。そこで本稿では、燃料油の需給両面について整理するとともに、今後の見通しについて簡単にまとめた。

### 1. 深刻化する中国における燃料油の供給不足問題

最近、中国におけるガソリン・ディーゼル油の供給不足問題が深刻化している。報道では、「広東省を中心とする華南地域で 2,000 ヶ所以上のガソリンスタンドでディーゼル油が在庫切れとなり休業状態に陥った」、「開いているガソリンスタンドでは、十数台のバスやトラックが列をなして給油を待っている」、「ガソリンスタンドのバス 1 台当たりの給油量が 50 リットルに制限されたため、路線によっては 1 往復ごとに給油を迫られている」、「ガソリン消費量が高む遠距離輸送を断る物流業者が現れた」など、深刻な事例が伝えられている。

また、中国の製造業では、かねてより電力不足に備えて自家発電を行っている企業が少なくないが、燃料となるディーゼル油の不足により生産活動自体にも支障が生じかねない状況となっている。

### 2. 背景

振り返ってみれば、同様の事態は 2005 年の夏にも発生している。このため、こうした事態は一時的な要因からではなく、構造的な要因から発生していると考えられる。需要、供給の両面から整理すると以下の通り。

#### (1) 拡大する燃料油需要

まず、中国における燃料油需要が拡大している。中国における燃料油の見掛け消費量は<sup>(注)</sup>、前年比 21.4% 増となった 2004 年に比べれば緩やかとはいえ、継続的な拡大基調を辿っており、2005 年および 2006 年の伸び率はそれぞれ前年比 4.1% 増、同 7.4% 増となった。2007 年についても 1～9 月累計の見掛け消費量は 1 億 3,257 万トンに達し、伸び率は前年同期比 6.3% 増となった（図表 1）。ちなみに品目別の内訳をみると、ガソリンが 4,095 万トン（構成比 30.9%）、ディーゼル油が 9,162 万トン（同 69.1%）で、前者が前年同期比 5.6% の増加、後者が同 6.6% の増加となっている。こうした燃料油需要の拡大が需給逼迫のベースの要因となっていることは間違いなからう。

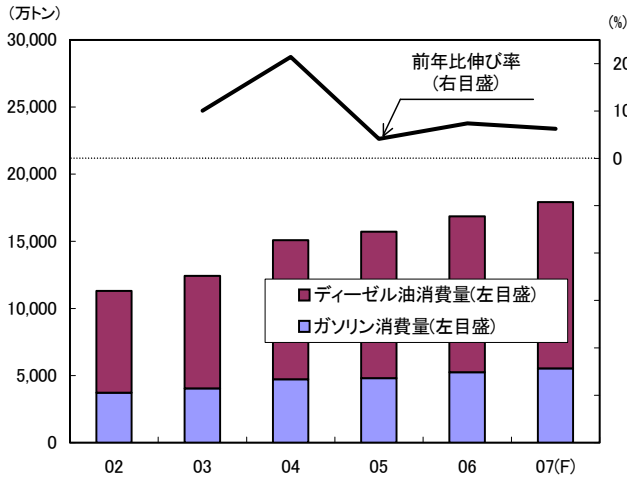
（注）「見掛け消費量＝国内生産量＋輸入－輸出」にて算出した。

燃料油消費量の拡大の背景としては、経済成長に伴う産業用途での需要拡大もあろうが、何と言っても自動車の普及が急ピッチで進んでいることが大きい。中国の自動車保有台数をみると、2005 年末には前年比 17.3% 増の 3,160 万台、2006 年末には同 17.0% 増の 3,697 万台と、2 年続けて前年比 2 割近い伸びを示した（図表 2）。2007 年についても 1～9 月累計の自動車生産台数が 651 万台となっており、年間では 900 万台前後に達するとみられることから、自動車保有台数が前年



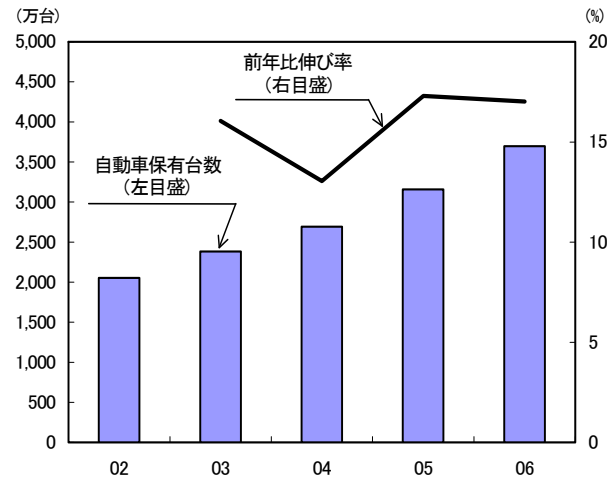
比2割を上回るペースで拡大することは確実であろう。中国自動車工程学会によれば、現在、中国の燃料油消費のなかで自動車向けが3割強を占めており、2020年には同比率が6割弱にまで上昇する見通しとなっている。

図表1：中国の燃料油見掛け消費量



(注)2007年は1～9月の伸び率をもとに試算した数字。  
(資料)CEIC Data Co.,Ltd.より作成

図表2：中国の自動車保有台数

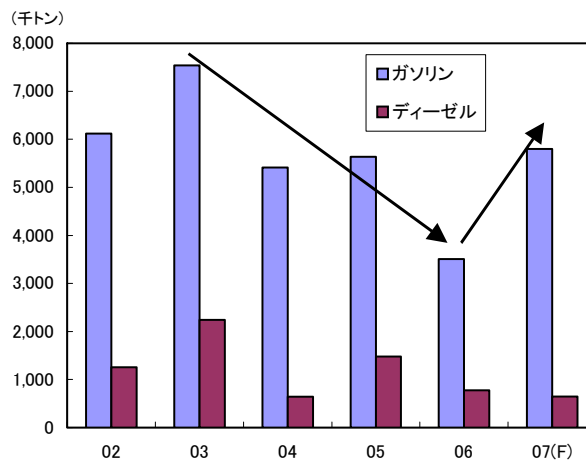


(資料)CEIC Data Co.,Ltd.より作成

## (2) 主因は供給面の構造問題

もっとも、今回の燃料油の需給逼迫の主因は需要面ではなく、もっぱら供給面にあるとみられる。なぜなら、中国では国内生産量の1割弱ではあるが継続的に一定数量の輸出がなされており、輸出余力があるにもかかわらず国内が供給不足に陥ったことこそが問題と考えられるためである。実際、中国の燃料油輸出量の推移をみると、供給不足感が高まるなかで2003年から2006年にかけては減少傾向を辿っていたものの、2007年には再び増加トレンドに転じ、1～9月の実績で前年を47.7%上回るペースで増加している(図表3)。

図表3：中国の燃料油輸出量



(注)2007年は1～9月の伸び率をもとに試算した数字。  
(資料)CEIC Data Co.,Ltd.より作成

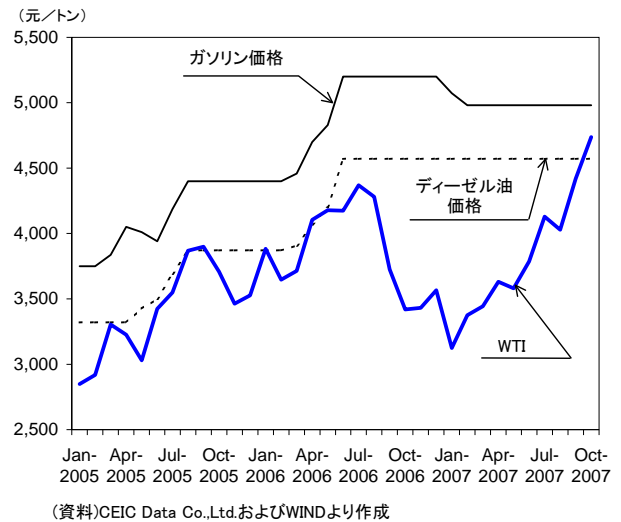


そうした背景には、ガソリン、ディーゼル油の価格について政府による統制が行われていることがある。具体的には政府が中国の燃料油生産量の8割を占める2大石油会社、中国石油天然ガス集団（ペトロチャイナ）と中国石油化工集団（シノペック）の工場出荷価格もしくはガソリンスタンドの小売価格を決定するスキームとなっている<sup>(注)</sup>。

(注)政府（中国国家発展改革委員会）による行政指導の形で価格統制が行われるが、政府による価格変更指示の対象はタイミングによって工場出荷価格の場合と小売価格の場合がある。

このような政府の施策には、消費者や企業等のユーザーに安定した価格で燃料油を提供する目的があり、2007年に入り国際原油価格が大幅に上昇したにもかかわらず、国内販売価格は横這いに抑えられてきた。その結果、中国におけるガソリンとディーゼル油の工場出荷価格と人民元換算したWTI（国際原油価格の代表的指標）を比較してみると（図表4）、10月時点ではWTIがディーゼル油の出荷価格を上回り、ガソリンの出荷価格との差も大幅に縮小している。その後、政府は11月1日から国内のガソリン、ディーゼル油の小売価格をトン当たり500元（約7,500円）引き上げたが、引き上げ幅自体はガソリンで8.4%、ディーゼル油で10.0%に過ぎず、2007年の年初以来、約5割も値上がりしたWTIの上昇幅に比べると限定的なものにとどまっている。

図表4：中国における燃料油の工場出荷価格とWTI



これらの結果、原油の多くを輸入に依存する石油会社の精製部門は採算が大幅に悪化している模様である。精製する原油の7割前後を輸入で賄っている中国大手石油会社の場合、WTIが90ドル/1バレルを超えるような現在の原油相場では燃料油を精製すればするほど赤字が増える状況にあるため、各社の間で、精製プラントのメンテナンスを理由に生産量を抑える、製品の一部を採算が確保しやすい輸出に振り向けるといった動きが顕在化したのである<sup>(注1)</sup>。実際、地元紙では、「シノペックやペトロチャイナは、系列以外の給油所については燃料油の供給を停止、系列下の給油所に対しても供給量を削減している」といった報道のほか<sup>(注2)</sup>、「国内主要製油所15カ所の10月の燃料油精製量は9月より平均5%減少、過去半年で最低に落ち込んだ」などの報道がみられている。

(注1)ただし、政府は、価格統制制度を導入している見返りとして、石油会社に対して補助金を支給している。たとえばシノペックは、2006年には政府から約50億人民元（約750億円）の補助金を受け取った模様である。しかし、同年のシノペックの精製部門の営業利益は253億円の赤字であり、この程度の補助金では生産を大幅に増やすインセンティブにはならないとみられる。

(注2)シノペックは中国最大の給油所網を保有、給油所数は2006年末時点で約2万8,000カ所に達している。

### 3. 今後の見通し

こうした状況下、政府には、石油会社の供給インセンティブを引き上げ、既存の精製プラントの稼働率引き上げや国内販売量の増加を図ることが急務となろう。

もちろん、ペトロチャイナやシノペックが中長期的な視点から精製プラントの新增設を進めているほか、最近では外資との合弁による石油精製会社設立の動きも活発化しており、長い目でみれば石油精製能力は着実に拡大していくことが見込まれる。Oil&Gas Journalの試算によれば、中国全体の石油精製能力は2006年時点の625万バレル/日から2011年には950万バレル/日まで年



率 8.7% 増のペースで伸びていく見通しとなっている。しかし、今後も中国の燃料油需要が年率 6～7% で伸びていくと想定されるなかでは、決して生産能力に余裕のある状況とはいえないし、そもそも石油会社のインセンティブが乏しいなかでは新增設した設備がフル稼働する保証もないわけで、やはり石油会社の自発的な増産意欲を高めて、既存精製プラントの稼働率引き上げや国内販売量の増加を図ることが肝要になると考えられる。

それには石油会社の利鞘を改善させていくことが必須となるが、世界的な原油需要の高まりや OPEC の増産余地などからみて国際原油価格の大幅下落は期待薄であり、政府による一段の国内販売価格引き上げが求められることになろう。政府は 11 月に入り、シノペック、ペトロチャイナの 2 社に対して、①燃料油の輸出停止、②在庫の放出、③既存の石油精製プラントのフル稼働、④海外からの燃料油輸入の拡大の 4 点を要請した模様であるが、国内販売価格の大幅な引き上げがなされないなかでは、石油会社にとって燃料油を精製すればするほど赤字となる構図に変わりはなく、各社が本格的な増産・国内販売に乗り出す可能性は低いとみられる。

もっとも、政府にとって、燃料油の国内販売価格の引き上げがそう容易なことではないのもまた事実である。2007 年 8 月には消費者物価指数が前年同月比 6.5% 上昇し、上昇幅が 11 年ぶりの高水準となるなどインフレの進行が社会的な問題となるなかで、政府にとってはガソリンやディーゼル油価格の急激な引き上げには動きにくい状況にあるためである。政府はインフレの進行状況を睨みながら、段階的に燃料油価格の引き上げを進めていかざるを得ず、その間、燃料油の需給逼迫状況の改善にも大きな進展は望めそうにない。

また、中長期的には、政府は現状の価格統制制度の見直しも検討していくべきであろう。現状の価格統制制度を前提とする限り、この先、国内販売価格の引き上げや原油価格下落により燃料油の需給逼迫状況が緩和されたとしても、その後、再び原油価格が上昇局面に差し掛かった局面で同じような事態に陥るリスクがあるためである。とはいえ、価格を自由化すれば一気に国内販売価格が上昇する恐れが強いだけに、政府にとっては価格統制下での販売価格の引き上げ以上に難易度が高いのが実情であり、実現には相当の時間を要することになろう。

×

×

×

以上を要すれば、中国政府は、制度上の歪みのなかで、燃料油の「価格の安定」と「量の安定」のいずれに重きを置くかで頭を悩ませている状況にあるといえる。いずれに偏っても経済運営に支障が生じる恐れがあるだけに、この先、中国政府には両者のバランスを取った絶妙な舵取りが求められることになりそうだ。

以 上

(執筆者の連絡先)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 王 浩 (日本語可) / 大榎 靖崇

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3031 (王) / 852-2249-3030 (大榎) FAX: 852-2521-8541



人民元為替市場 2007 年の回顧と 2008 年展望

三菱東京UFJ銀行（中国）  
市場業務部  
為替資金課長 田中 利朗

足元の米ドル/人民元為替レートは、11月23日には当面の目標とされていた7.4000の大台をあっさりと突破した。これで当初の「年率5%前後」から「年率6%」までの上昇ペースの加速が鮮明となった。この日は東京が休日だったことにも関わらず、他通貨ペアでも大幅なドル安が進んだ。

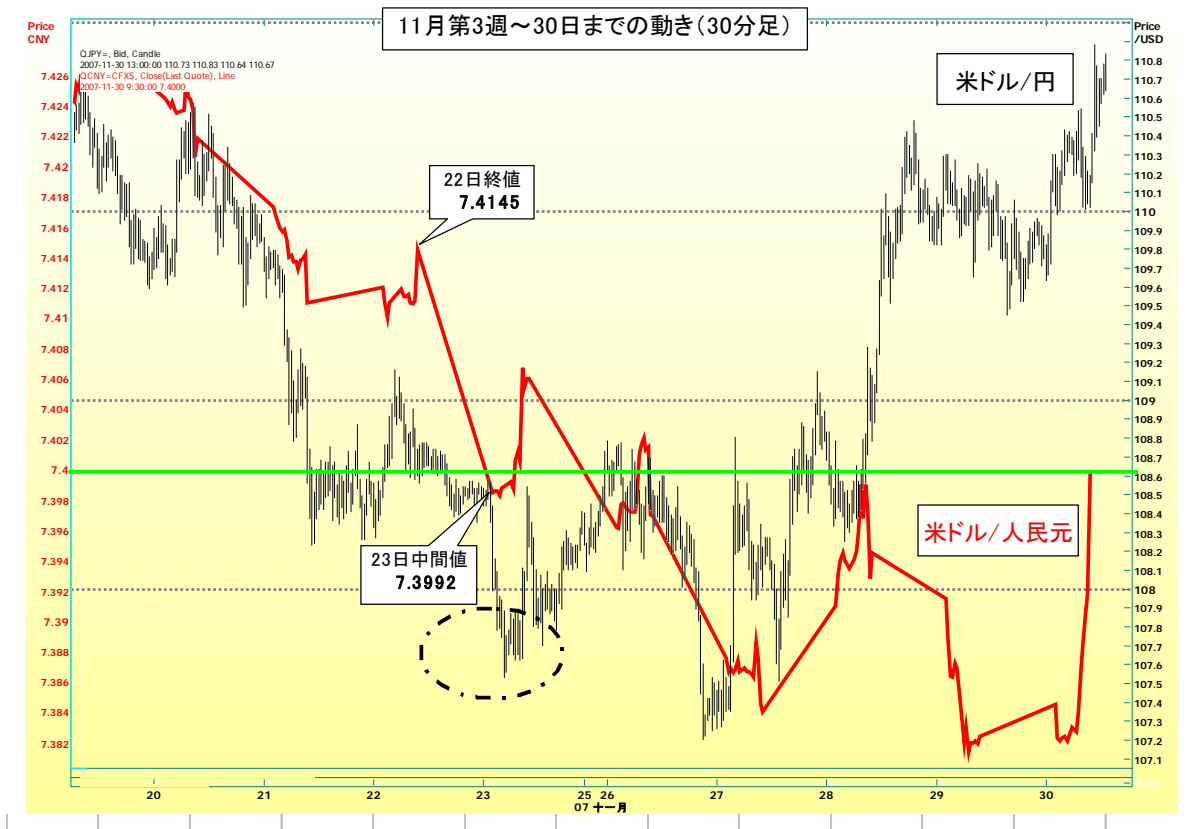
本稿ではここに至るまでの本年の為替相場の歩みを振り返ってみた。

1. 足元の人民元為替市場とドルインデックスとの相関

11月23日は東京が休日だったことにも関わらず、他通貨ペアでも大幅なドル安が進んだ。この日は朝方の人民銀行発表の「中間値」が前日終値7.4145より153ポイントも低く、初の7.40台割れとなる7.3992と発表されたと同時にドルが売られ始める、という「中国発のドル安」が象徴的に見られた。

- ・ アジア市場での参加者が東京が休日だったために逆に人民元に注目していた、という向きもあり、またサブプライム問題の余波拡大を受けて米ドルが売られやすいタイミングではあったが、朝方だけで1円の円高を現出したこの展開は意外であった。

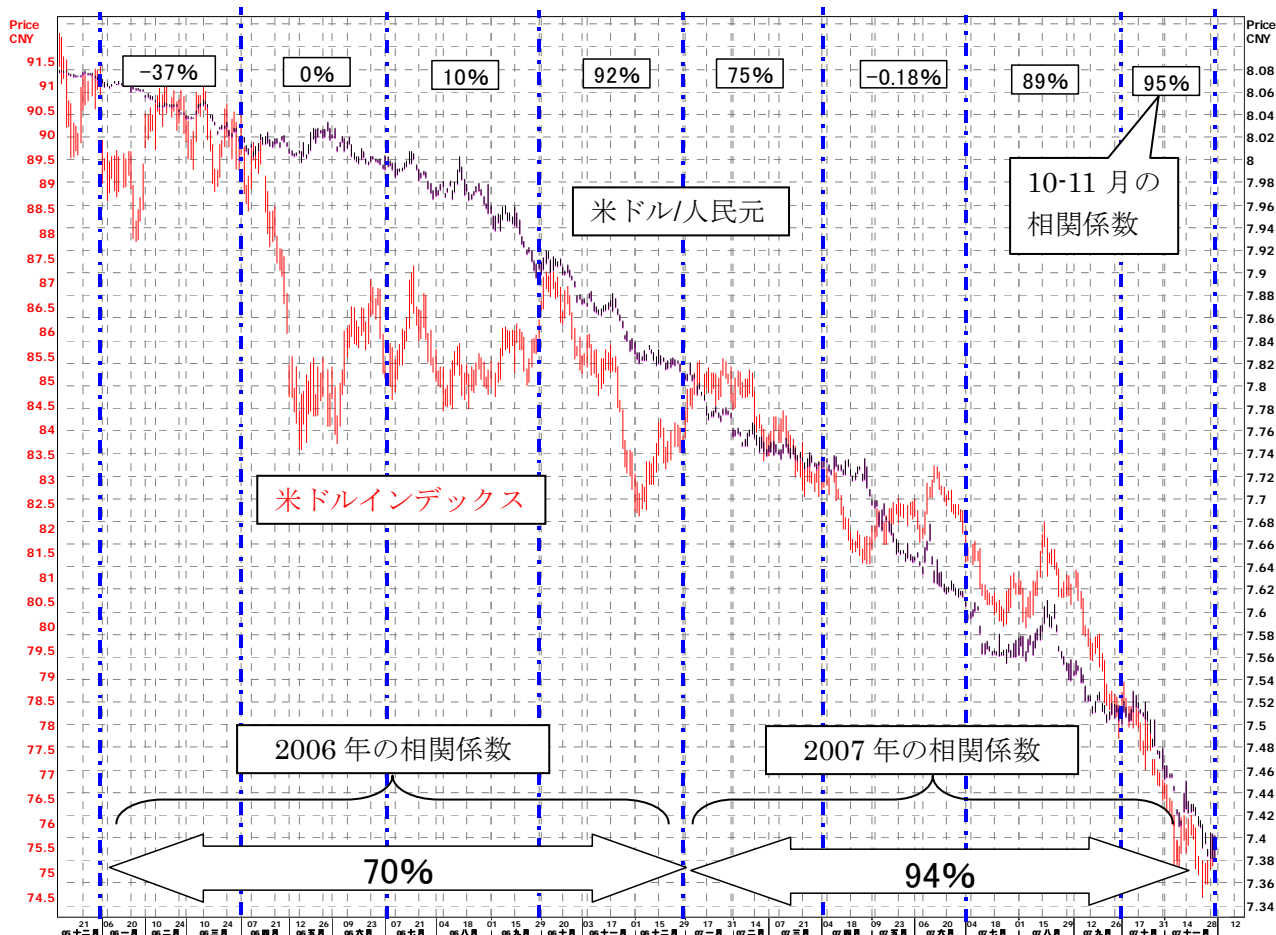
<11月最終週の米ドル/人民元、米ドル/円（出所：ロイター）>





- ・ ただし、この1年でのドルインデックス（主要6通貨）とドル/人民元の相関を見ると、この動きも決して意外でないことが見て取れる。以下、2006年以來の相関係数（2つの数値の相関度合いを示したもの）を3ヶ月ごとにとってみた。これを見る限り、2007年10月-11月の相関は95%に達しており、直近の相関は極めて高いことがわかる。

＜過去2年間のドルインデックスと米ドル/人民元レートの相関（出所：ロイター）＞



- ・ ドルが他通貨に対して弱くなるほど、人民元はドルに対して強くなる、つまりドル安⇔人民元高という図式はますます強くなっていることになる。
- ・ 2007年の回顧と2008年の予想をする際には、この高まってきたドルインデックスとの相関性を考慮すべきであろう。

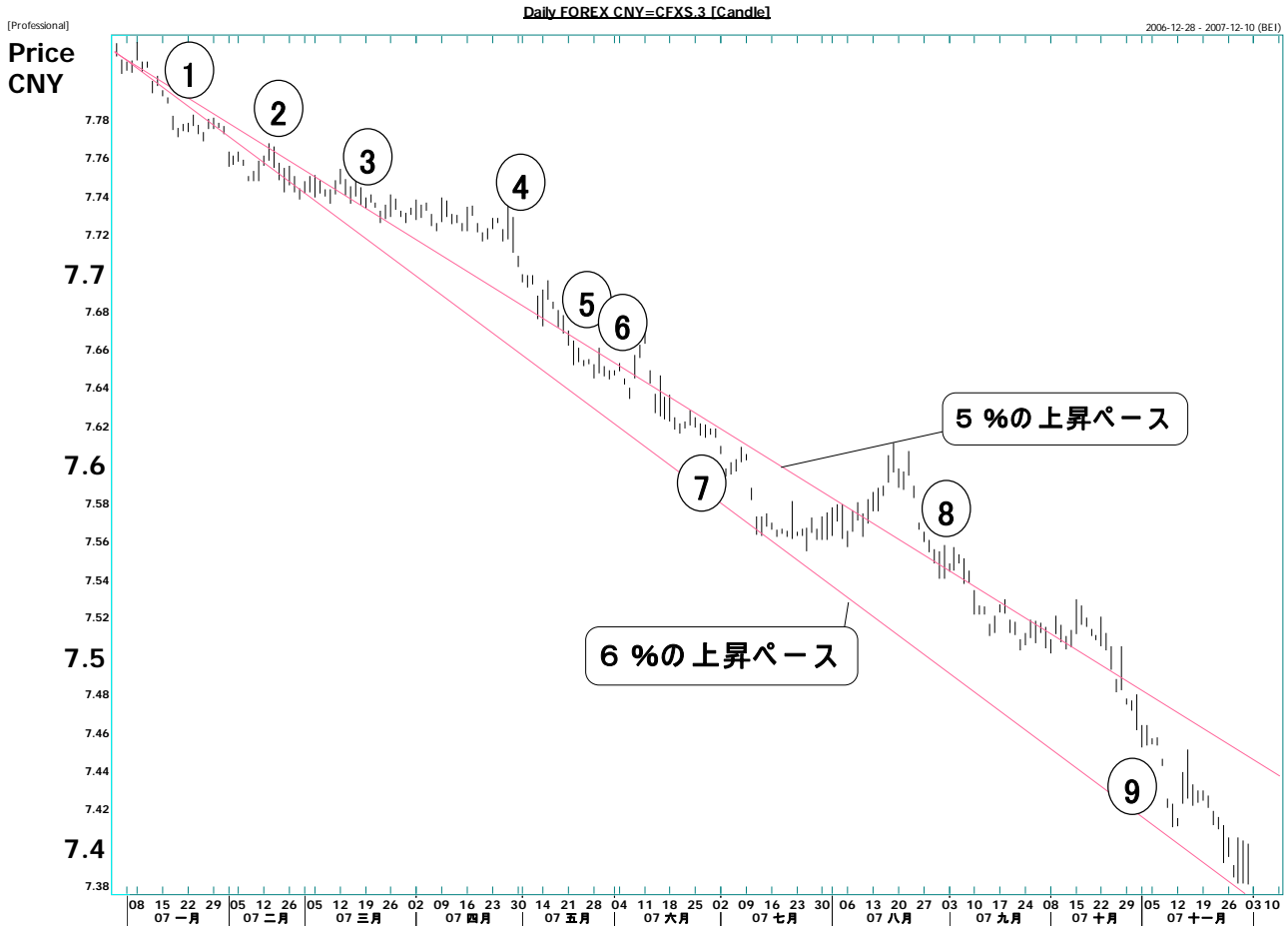
## 2. 2007年の回顧

- ・ 本年の主なイベントをグラフにプロットしてみた。
  - ① 香港ドルとのパリティ突破（1月12日）
  - ② “上海発”世界同時株安（2月5日前後）
  - ③ 7ヶ月ぶりの利上げ（3月18日）
  - ④ CFETS（中国外貨交易中心）人民元新システム稼動（4月9日）
  - ⑤ 米ドル/人民元日中変動幅拡大（5月18日）
  - ⑥ 米中戦略経済対話（5月末）
  - ⑦ 全国人民代表会議にて特別国債発行決議（6月末）



- ⑧ 米サブプライム問題噴出 (8月)
- ⑨ 第17回共産党中央大会 (10月)

<本年のイベント (出所:ロイター) >



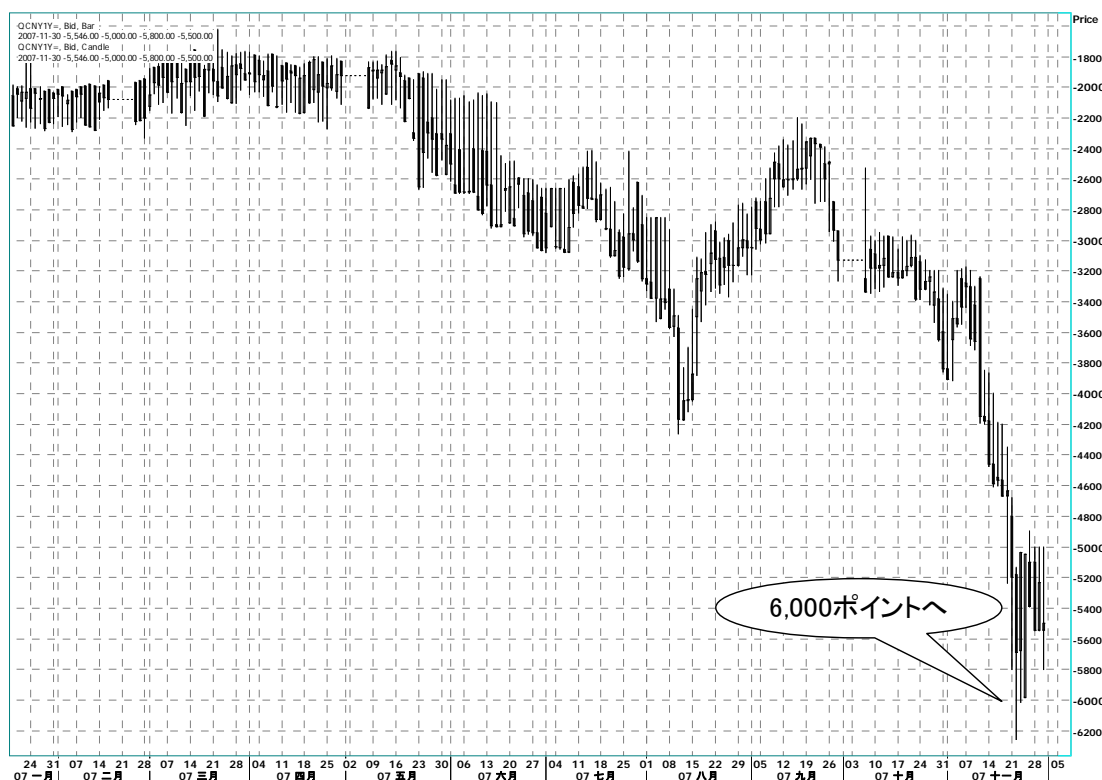
- ・ 実際にプロットしてみると、どれも年率5%から6%の上昇ペースを維持、もしくは裏付けるための象徴的な材料に過ぎないように見え、決定的なイベントは特に見当たらないまま、文字通り漸進的な上昇を続けてきたことになる。

### 3. 足元の人民元先物市場

- ・ 本欄でも述べてきたとおり、オンショア (中国国内) 為替先物市場、オフショアの NDF 市場ともに金利裁定で決まる市場ではなく、切り上げ期待を前提として現出されてきた市場であった。その前提で下記フォワード相場を見ると、ここへ来て急激に上昇期待が現出されているように見える。下記の1年もので6,000ポイントは7.4000 (11月30日終値) から1年後の6.8000までの切り上げ (年率8%以上の上昇) を期待していることになる。



<直近のフォワードポイント (1年もの) (出所:ロイター) >



- ・ ただし、現在のオンショア市場の異常なほどの人民元プレミアムの高まりは、いつもの「切り上げ期待の思惑」とは違う金利要因から出ていると思われ、これをもって「人民元の先高観を示すもの」とするのは早計であろう。
- ・ 11月の変化は10月に本欄で述べた「チャイナプレミアム(国内の銀行間ドル金利急騰)」に負うところが大きく、現在の中国国内銀行間外貨資金市場の逼迫を前提としたものである。外貨が逼迫している銀行は、手前でドル買い/人民元売り、先でドル売り/人民元買いをすることになり、結果としてフォワードの人民元買い圧力が高まり、現在の先物市場の急騰が続いているのである。
- ・ 当局が引き続き外貨資金の海外からの正常な還流を制限し、かつ国内での外貨市場での流動性を増大する試みをしないことを前提とすると、早晚、資金調達に支障を来す国内銀行が出て不思議ではなく、このままの政策を維持するのは金融当局としてもそれなりのリスクを犯すことになり、この特別な金利要因による先物相場がこのまま続くとの予想もしづらく、一本調子の展開は考えにくい。

4. 2008年度の見通し

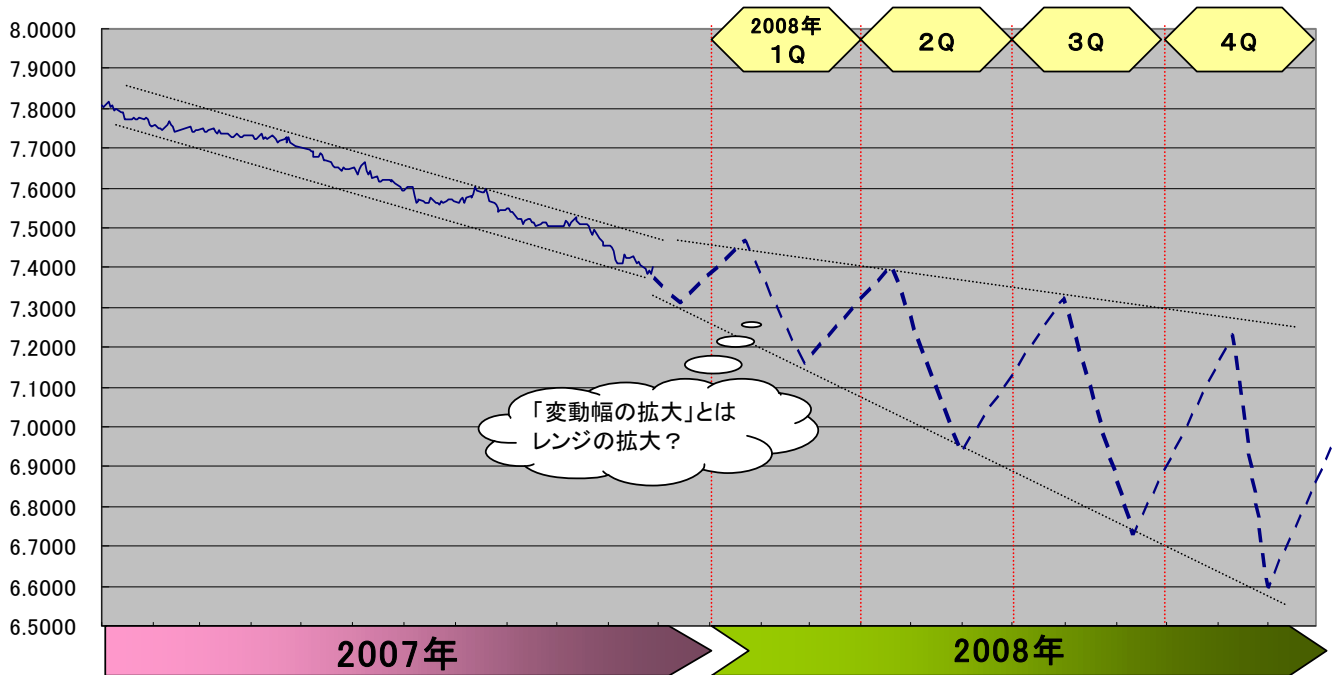
	2008年1Q	2008年2Q	2008年3Q	2008年4Q
対米ドル	7.1000~7.4500	7.0000~7.4000	6.9000~7.3000	6.6000~7.2000

- ・ 温家宝首相は引き続き「漸進的な制度改革」を強調する。これら発言が指し示すのは①2005年7月のような調整はもう起こらない、②単純な上昇ペースで加速をするのではない、ということではないだろうか。





- 先で述べたドルインデックスとの連動性の高まりを考えると、今後の人民元相場は、これまでのような5%~6%のレンジに収斂させた一本調子の上昇ペースから、ドルインデックスのようなもう少しダイナミックに変動するトレンドが拡大すると予想する。これは温家宝首相のもう一つの発言「変動幅の拡大」にも符合する。首相の発言は単に「一日の変動幅を±0.5%から0.8%~1.0%に拡大する」というような単純な意味ではないだろう。



以上  
(2007年11月30日)



## 投資: 中国政策環境の変化及び当局の考え方から見る加工貿易企業の課題

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (上海) 有限公司  
企業進出チーム PL  
王 婷

### はじめに

最近、加工貿易に関連する新聞記事がよく見受けられます。中国政府は、産業構造の改善を図る為、これまで中国の貿易を支えてきた「加工貿易」については、エネルギー消耗、環境汚染、付加価値の低下等の問題から、徐々に制限を行って来ました。2006年9月付の「一部商品の輸出税還付率の調整と加工貿易禁止類商品目録の増補に関する通知」(「139号文」)を初めとし、加工貿易企業にとっては、管理規制がたくさん公布されてきました。加工貿易企業にとって、極めて大きな波紋を巻き起こしてしまいました。ここで、中国における加工貿易に関する中国政策環境の変遷、関連当局の考え方、企業としてのあるべき姿等について述べさせていただきます。

### これまでの加工貿易の発展状況及び関連政策の変遷

1979年9月、国務院による「対外加工組立と中小型補償貿易の進行弁法」の公布をシンボルとして、中国の加工貿易が正式に稼動を始めました。その後、いくつかの重要法規が公布され、加工貿易が中国全土に広がりました。1979年の加工貿易輸出入総額は2.35億ドルしかありませんでした。

その後、加工貿易は迅速な発展を続け、1995年「加工貿易輸入料件(原材料・部材)に対する銀行保証代金制度の試行についての暫時施行管理弁法」を公布し、初めて加工貿易の銀行保証金台帳制度が確立されました。

2000年、加工貿易ビジネスを更に展開させる為、「輸出加工区試行点設立に関する復函」を公布し、輸出加工区試行点を設立し、正式に輸出加工区制度を確立しました。同年、加工貿易の輸出入総額は2302.3億ドルに達しました。

2003年、加工貿易業務に対し電子化審査制度が導入、中国政府による加工貿易に対する管理監督レベルが更にアップしました。

それから、加工貿易は沿海部から内陸部まで徐々に展開されてきました。2006年になって、中国政府は初めて、高汚染、エネルギー高消費、付加価値の低い加工貿易業に対して、明確に制限していく方針を立てました。その第一弾として、2006年9月付で公布されたのが「一部商品の輸出税還付率の調整と加工貿易禁止類商品目録の増補に関する通知」(財税2006年139号)です。

商務部、税関総署、環境保護総局が2004年から毎年「加工貿易禁止類商品目録」を公布、更新していますが、2007年4月に、加工貿易の禁止類商品を新たに186品目追加したことから、あわせて禁止類商品が990品目となりました。

その後、中国政府が更にマクロコントロールを強化し、貿易黒字を縮小させる為、2007年6月に「財政部、国家税務総局一部の商品の輸出税還付を調整する通知」を公布し、2,831品目に対し輸出増値税の還付が調整、廃止されました。

中国政府がマクロコントロールを強め、付加価値の低い労働集約的な加工貿易を縮小させる為、加工貿易関連政策を調整し、既存の加工貿易企業を如何に調整し、政策環境の変化に対応させるかについてが、目前の重大な課題となっています。



## 現在の加工貿易企業に対する中国当局の考え方

### 新規設立企業に対して

近年、中国政府機関は、加工貿易企業の設立に対する審査を非常に厳しくしています。上海近郊のある開発区の外資誘致責任者の話では、環境汚染問題を起こしやすい化学、印刷、紡織等の工場は基本的に認可がおりない状況になっているとのこと。当局は新規設立プロジェクトを審査する際には、何よりもまず環境汚染問題を優先的に考慮しています。各地域が提出した環境保護上の要求に基づき、関連プロジェクトの汚染物質排出基準、排出経路、環境汚染予防及び処理方法等を審議した上プロジェクト申請受理の可否を決定しています。

また、加工貿易企業の経営状態と生産能力を審査する際に、環境保護、エネルギー消費、労務、設備レベルなどの内容も審査の範囲内に入れることとし、各地域が発表した環境及びエネルギー指標に達しない場合は、加工貿易業務の展開及び設立を禁止しています。

### 既存企業に対して

既存の加工貿易企業に対して、当局は禁止類、制限類加工貿易商品目録を調整することにより、エネルギー消費が多く、環境汚染が深刻で、付加価値の低い生産加工に従事する企業を制限、減少させ、保証金台帳実転制度の実行、加工貿易企業の納税状況の調査、企業への現場査察の頻度を高める等の管理措置を通じて、投資規模の小さく、中国における利潤レベルの低い加工貿易企業に対する管理を強化しつつあります。一方、上記の厳しい状況に直面している加工貿易企業に対し、当局は製造業の既存経営範囲を拡大させ、貿易機能を増加させ、研究開発機能を増加させるような新たな展開を奨励しています。

## 税関を中心とする当局が加工貿易企業に対し、現場査察対象を選択する際の考え方について

これまで、税関にて輸出入等で過去に問題があった企業（例えば、B類以下の企業、過去に脱税行為のある企業、中国で販売している同類商品よりはるかに低い価格で輸入申告をしたことがある企業、税関又は税務当局に罰金を課されたことがある企業等）は、当局の現場査察対象先とされています。

近年、上記の判断以外に、下記の様な企業が税関、税務当局の現場査察の範囲に入れられるケースが多くなってきています。

### ① 設立以来、一度も税関査察を受けたことがない企業。

加工貿易企業の最も多い華南地域を例とすると、07年に中山市の税関が内部部門を改組し、税関全体の約70%の人員を集めて巡査課を設立し、管轄地域にある全ての加工貿易企業に対し毎年税関査察を行う計画が実施され、税関の査察は日常の通常業務になってしまったとも言えるようです。

(過去には全ての企業を査察するようなことはありませんでした。)

### ② 保税取扱品の外注加工<sup>1</sup>を実施する企業

今まで、税関当局にて保税取扱品の委託加工申請を行わず、実質上無断外注を実施して

<sup>1</sup> 『中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法(税関総署令[2004]第113号)』第一章第3条では、加工貿易における外注加工とは、加工貿易企業の生産能力が制限されている為、税関の許可を経て関連手続きを行った上、外注加工企業(受注先)に加工貿易工程の一部を委託し、規定された期限内に加工された製品を外注加工企業(受注先)から返送させ、最終的に輸出する行為を指す、と定義されている。外注加工の注意点として、同法規の第三章第24条に、外注加工企業(受注先)は、製品、端材、余剰材料、不良品、副産物等を加工貿易企業(発注先)へ返却する必要がある、と記載されている。



いる企業が多かっただけでなく、実務上、工場内部管理の問題や関連法規に対し企業管理者の意識が薄いこと等により、外注加工企業（受注先）は、端材、余剰材料等を加工貿易企業（発注先）へ返送しない、もしくは一部しか返送しないことがよく発生していることから、加工貿易企業（発注先）において、保税取扱品の在庫不足問題を引き起こす場合も多く、加工貿易企業（発注先）も税関査察の重点対象となっています。

③ 損失を計上している、或いは利益が少ない単一的な生産活動を行っている企業。

『単一的生産機能を担う外商投資企業と外国企業納税状況調査に関する通知 国税函（2007）236号』に基づき、下記の企業が調査対象となっています。海外の親会社の経営計画に基づき、マーケティングの開発、製品研究開発等一切行わず、OEM 或いは ODM のみに従事する単一的な生産機能を行っている企業です。これら企業は通常加工賃の形で海外の親会社から一定の利益レベルを持ち続けなければならず、原則として損失計上すべきではないという観点から、重点調査対象とされています。

## 加工貿易企業が直面する課題

激しく変化しつつある政策環境に適応する為に、加工貿易企業は様々な課題を抱えていますが、その中で下記の2点はもっとも重要だと思われます。

### 一. 税関、税務当局の査察への対応

#### 当局査察の際のチェックポイント

現場査察の基本的な方法は、財務帳簿、倉庫帳簿、通関帳簿、実物との間に差異が存在しているかどうかを確認し、差異が存在している場合の原因を追究することです。

今まで、中国の税関、外貨管理局、税務当局の当局間の情報交換が完備していないことから、物の動きと資金の動きに基づき税金の納付状況を確認するシステムの構築は完備されていませんでした。このような状況下で、企業の帳簿、実物と当局のデータを照合することは、査察のチェックポイントとなっています。

#### 社内データ照合、事前確認体制の構築

外部査察に対応するため、更に会社の実情を確実に把握するために、下記の点について提言させていただきます。

- ① 部門最適の観点から、各部署のみ役に立つデータの統計方法をやめて、統計の根拠の統一を持たせた上、会社全体的に照合できるデータの統計を実施する必要があります。
- ② 全ての照合の目的は、差異が発生した原因の追究であり、日頃の業務において、在庫の過不足或いは、実物と記帳のズレが発生した場合の原因について徹底的に検討する必要があります。
- ③ 合法且つ合理的な手法において、関連帳簿の調整を行う必要があります。

### 二. 保証金台帳実転を実施することにより、発生した資金負担問題の解消

『加工貿易制限類商品品目の公布について』の公布に伴い、加工貿易制限類の範囲を引き続き拡大する一方、沿海部地域にある既存の制限類加工貿易企業に対し、銀行保証金台帳を実転する（＝実際に保証金を積む）ことが義務づけられました。



最も打撃の大きい華南地区の加工貿易企業にとっては、会社のキャッシュフローについて、如何に資金の効率化を図るかが急務となっています。

ペーパーベースの合同手冊（＝契約手帳）を如何に分類整理し効率よく運用することや、循環消しこみ方式を採用している EDI システムの導入を図ることも解決方法のひとつです。または中国銀行による税金保証金担保保証の発行を検討する必要があるかと思われます。

今後については、中国の経済に対する最も貢献の大きかった加工貿易に対する認識を新たにする必要はあるかと思えます。以上レポートにつきましては、弊社が今まで行って参りましたコンサルティングの経験に基づき作成させていただいております。今後の皆様の中国ビジネスの一助となれば幸いです。

以上

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日聯諮詢（上海）有限公司

所在地： 〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL：86-21-5888-3590 FAX：86-21-5047-2180



## 税務会計:中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

今月は、2008年より施行予定の新企業所得税法における実務上の重要事項に関して、Q&A形式で解説致します。

### ◆税務 (担当:夏静)

#### Question:

新企業所得税法実施条例草案について、教えてください。

#### Answer :

これまで当冊子にて、2008年1月1日より施行される『中華人民共和国企業所得税法』(以下、新税法)における、中国外商投資企業及び外国企業に対する重大な影響が考えられる主要な条項(例えば、配当源泉所得税の徴収問題、特別納税調整など)について検討してきました。しかし、新税法では新しい所得税制を原則的に述べるにとどまっており、具体的な実施条例や関連条項に関する定義及び解釈などは、新税法実施条例(以下、実施条例)及び今後の通達等に委ねられています。

現在、各関連機関は実施条例草案について最終的な審議及び修正を行っており、近日にも公布される見込みです。本号では、中国における外商投資企業及び外国企業への影響に対する、実施条例草案の内容を主に検討することに致しました。

以下、ご注意いただきたい点として、これから述べる内容は、関係立法機関からの情報及び実施条例草案作成時の弊社の理解に基づいており、実施条例草案は現時点では関連機関による審議及び議論の過程にあり、今後更なる修正・更新される可能性があるという点でございます。何卒ご理解頂けます様お願い申し上げます。

### 一、外商投資企業に対する影響

実施条例草案には、外商投資企業の課税所得の計算について、所得、費用控除(損金計上)、企業再編、優遇税制、特別税額調整等の調整があります。

#### ● 所得

**定義** — 実施条例は、各種所得も含め、各所得項目対して、きめ細かく定義付けするものと見られます。また、実施条例は課税所得についての認識時点についても、より明確化するものと見られます。

**みなし販売** — 現行の『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』(以下、旧税法)及びその実施条例と比較し、新税法の実施条例には、増値税の「みなし販売」という概念を導入する模様です。具体的には、企業が非貨幣性資産交換取引を行う場合や、寄付、賛助、資金調達、



広告宣伝、サンプル出荷、従業員福利厚生、利益分配などを伴う企業製品、資産、サービスの場合、製品販売、資産譲渡やサービス提供の行為とみなされ、所得税課税対象となります。この新たな条項は、企業に追加的な企業所得税の影響があるだけでなく、所得税申請も複雑化することにも繋がります。

- 費用控除 (損金計上)

新税法の第8条によると、実際に発生する、所得に関連する合理的な支出は課税所得を計算する際に損金算入できると定めています。実施条例草案では、「関連費用」と「合理的費用」という用語を「直接関連」と「必要かつ通常」と定義しています。またこれ以外にも、実施条例草案では以下の各種費用の控除方法について詳しく言及しています。

*借入利息* — 旧税法とは異なり、新税法の実施条例では、「借入利息」のかわりに、「借入費用」という、適用範囲が広い用語を採用すると見られます。この概念が意味するところは、通達等の解釈を経て、借入費用は借入利息以外にも、担保費用や手数料など、借入過程に発生するその他様々なコストや費用も含まれることとなります。

*業務交際費(接待費)* — 旧税法では、企業の業務上の交際費について、売上純額の0.3%/0.5%、或いは、業務収入総額の0.5%/1%を損金算入できるのに対し、実施条例では、実際に発生した経営活動に関連した業務上の交際費に限り、発生額の60%を損金算入額と認める可能性があります。

*広告及び業務宣伝費* — 業務交際費の取扱いと似ており、実施条例では、広告宣伝費の控除項目について、より厳格な規定があると見られます。即ち、現行の控除に替わり、控除限度額を採用し、企業が納税年度ごとに、実際に発生した条件を満たす広告費及び業務宣伝費は、国务院財政、税務主管部門の別段の規定がない限り、当該年度の売上(営業)収入の15%を超えない範囲と規定し、超過部分については次年度への繰越が認められます。しかし、このような限度額(15%)は、全ての納税者に対して、合理的で適用可能であるとは言えず、各方面からのこのような意見を反映し、係る規定は現在も検討が重ねられています。

*賛助(スポンサー)費用* — 課税所得を計算する際、賛助費用が損金不算入である事が新法でも明記されており、現行の内資企業所得税法と一致しています。しかし、新税法実施条例では、賛助支出に関する詳細解釈はされておらず、「広告活動の性質をもたない賛助支出」と定義しているにすぎません。

- 優遇税制

*優遇税率* — 一部地域(例えば、経済特区、経済技術開発区など)の企業に15%の優遇税率を供与していたのとは異なり、新税法では国家により特別奨励されたハイテク/新技術企業のみ15%の優遇税率を規定しています。実施条例は、ハイテク/新技術企業を以下のような基準に基づき定義する可能性があります。



- 当該企業は中国で登記されてから一定年度を経過し、中核となる知的財産権を保有していなければならない
- 売上に占める研究開発費用は規定比率を下回ってはならない
- 企業の総所得に占めるハイテク製品（サービス）収入は規定比率を下回ってはならない
- 研究開発従業員数は総従業員数の規定比率を下回ってはならない

上記の基準は外商投資企業がハイテク/新技術企業の 15%の優遇税率を享受できる間口を狭めた結果となり、同時に、現在既に「ハイテク/新技術企業」と認定された企業が、新税法の下で新基準に基づき再審査の必要があるかどうか、明確になってはいません。弊社の理解では、上述基準と規定は今だ討論及び検討中であります。

旧税法の下で既に軽減税率を享受している企業について、実施条例草案では、新たな税率、即ち 25%の税率への移行期間措置はまだ明確にされておらず、これに関しては国務院が改めて規定することになります。

**減免優遇期間** – 新税法実施条例の下では、企業は国家が特別奨励するインフラ整備プロジェクト及び条件を満たした環境保護、省エネルギー節水プロジェクトの投資経営に従事する企業の所得は、そのプロジェクトから生産経営収入を取得した年度から起算し、三免三減半などの減免優遇措置期間を享受できると見られます。しかしながら、上記の減免優遇条件を満たす企業の判定基準及び方法については、国務院の財政及び税務主管部門が改めて規定することになります。

**居住者企業間の配当所得** – 新税法第 26 条第 2 項の規定によると、「条件を満たした居住者企業間の配当所得など權益性投資収益」は非課税収入とし、実施条例では、「居住者企業が他の居住者企業が発行する及び上場された株に投資し取得する投資収益」を非課税範囲から排除するものと見られます。

**技術譲渡所得** – 新税法では、一定の条件を満たした技術譲渡から発生した所得については減税又は免税となっていますが、実施条例においては、優遇措置について以下のような制限を設ける予定です：1) 一定限度額以内の所得に対してのみ免税対象とし、限度額以上の部分は税額減半が享受できる 2) 関連企業間の技術譲渡所得に対しては、より厳格な制限条件を設ける可能性がある 3) 非居住者企業が取得した技術譲渡所得は免税優遇措置を享受できない。

新税法に規定されたその他優遇税制政策については、実施条例にてさらに詳細化されることでしょう。

#### ● 特別納税調整

**移転価格文書** – 近年、移転価格税制は大きな話題となっています。新税法は特別納税調整という章を設け、この問題について詳細に規定しています。実施条例では、移転価格問題について「移転価格文書」という要求を導入すると見られています。当該「移転価格文書」は企業及びその関連企業間の価格、費用の制定基準、計算方法などの内容を含み、税務当局に要求された場合、30日以内に上記の文書を提出しなければなりません。従って、事前に移転価格文書を準備すること





が税務調査に対応する有効な手段であり、企業の税額調整が行われた場合、課される利子課税を軽減することもできます。

**費用分担(コストシェアリング)** 一新税法では、企業が関連企業と、無形資産の共同開発や譲渡、又はサービスの提供や受ける役務から発生する共通費用は、独立企業間原則に基づいて分担することが認められています。実施条例では、実際に発生した共通費用について、それぞれのコスト及び予測収益に照らし合わせ、負担割合及び分担金額を協議書などの形式を用いて確定することを要求していくものと見られます。また、契約締結後、企業は一定の期限内でその契約を税務当局に提出することも求められるものと見られます。以下の条件は全て満たさなければなりません。1) 規定どおりに契約を提出し、必要な情報を適切に準備、保存、提供しなければならない；2) 独立企業間取引原則に従わなければならない；3) 合理的な商業目的を持っている、この3つの条件を満たす場合のみ、損金算入が可能となります。また、実施条例では、価格政策の事前確認を利用し費用分担契約を締結することが推奨されており、実際の費用分担を用い損金計算する前に税務当局は共通費用分担の合理性を審査することが可能です。しかしながら、実施条例が公布された後の初期段階において税務当局が多数の費用分担契約の申請へ対応できるかは疑問が残るところです。従いまして、企業は申請する際、最も効果的な結果が得られるよう、合理的な方法を模索する必要があると言えます。

**事前確認制度** 一実施条例では、事前確認は一定条件下で過年度の移転価格調整にも適用すると見られます。

**過少資本化** 一新税法の第46条では、企業が関連企業から受領した債権性投資及び権益性投資の割合が、規定された基準を超過して発生した利息経費については、損金不算入と規定しています。実施条例では、債権性投資及び権益性投資について、企業が関連企業から受領した債権性投資とは、企業が直接或いは間接的に関連企業から受領し、約定通りに元本返済と利払いを必要とし、或いはその他利息性を持つ手段で補償されるべき融資と定義しています。また、権益性投資とは、企業が直接或いは間接的に関連企業から受領し、元本返済や利払いの必要はなく、企業の純資産額の所有権を有するのみの投資であると定義しています。このほかにも、上記の「規定基準」については、国务院財政、税務主管部門が改めて規定するところとなります。

**租税回避防止一般条項** 一新税法では、企業が、その他合理的な商業目的を持たないアレンジを行い、課税所得や所得額を減少させるような場合、合理的な方法に基づき税額を調整する権限を税務当局に与えています。実施条例は、税額の軽減、免税又は納税延期などの税務利益の獲得を主要な目的とする等の「合理的な商業目的を持たないアレンジ」について解釈付けをすると見られます。

**追加利息** 一実施条例では、新税法第48条において、調整税額に課される利子課税について定義すると見られます。現在、実施条例草案は、この利子課税の税率は、中国人民銀行が公表する人民元貸出金利プラス5%に設定されると予測されます。しかし、企業が移転価格文書などの関連資料を準備している場合、このプラス5%は免除される可能性があります。

上記の特別税額調整についての遡及的追徴は最長で10年と見られます。



## 二、外国企業への影響

### ● 実質的な経営機構

新税法では、外国（地域）法律に基づき設立された企業でありながら、実質的な経営機構が中国国内にある場合は「居住者企業」と定義されます。実施条例では、当該実質的な経営機構は、企業の生産経営、従業員、財務、資産などに対して、実質的で全面的な管理及びコントロールを行っている機構だと理解されています。しかしながら、実施条例はこれについて、更に言及しないものと見られるため、中国税務当局の実務においては、実質的な経営機構は主に企業の実際状況、環境及びその内部指導方針などの要因に従って認定が行われると見られます。そのため、外国企業は海外事業を展開する際、中国国内の経営管理機能を慎重に吟味し、関連税務リスクを評価する必要があります。

### ● 源泉所得税

旧税法下では、外国企業が中国国内外商投資企業から取得する配当に対する源泉所得税は免税扱いしていました。新税法実施条例では、外国企業が、直接投資する国家特別奨励区分のハイテク/新技術企業（その判定基準については、先述記載部分をご参照ください）から受け取る配当を除き、その他外国企業が中国国内から受け取る配当は 10%の源泉所得税が課されると見られます。これに伴い、中国国内の外商投資企業は現在の配当に対する源泉所得税免税優遇を享受するためにも、2007年12月31日までに海外投資者への配当を完了することが挙げられます。実行可能な企業再編案に関しては、前号をご参照ください。

中国国内に固定的な施設や場所を有しない外国企業が取得する利子、ロイヤルティー、賃貸料、資産譲渡所得などに対する源泉所得税についてはこれまでと同じで 10%の優遇税率が採用されています。同時に、国際金融機関が中国政府と居住者企業への貸付により取得する利息所得は免税扱いとなります。

### ● その他

過少資本化及び租税回避の問題は、外国企業に対して、依然として重大な影響があるといえます。海外投資者は中国国内の外商投資企業への債権性投資、企業再編とその他業務アレンジに関して、税務上のリスクとコストを軽減させるためにも、係る規定の影響を十分考慮する必要があります。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国  
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛  
中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼  
Tel : 86+21-61238888  
Fax : 86+21-61238800



## 人事：変革期の中国における人材活用－在日中国人人材－

Pasona Group

日系企業の中国ビジネスは、労働契約法施行、企業所得税法施行等の制度改正、製造拠点から消費市場への転換、急拡大してきた日本企業のグローバル事業の管理強化、地域分業の新たな体制構築等の環境変化に対応する変革を求められています。

この中国ビジネスの変革期における、新たな人材活用として、本号では、在日中国人の活用を検討して参ります。

### 1、中国国内人材の日系企業感

中国ビジネスの変革期に対応する人材として、有能な中国人の登用が益々重要度を増す中、中国における日系企業の就労先としての人気は低下傾向が続いています。

2007年の中国英才网（ChinaHR.com）の就職先人気ランキング調査（回答サンプル数＝大学生49,770名）では、上位50社には日系企業は3社（29位：Panasonic、35位：HONDA、46位：SONY）のみがランクインしたと公表されています。

ランクインする日系企業数の減少、ランキングの低下傾向が顕著です。

パソナグループの中国人日本語学科学生向けセミナーでも、日系企業を就職先として敬遠し、欧米系、中国系企業への就職を望む声が多く聞かれます。

しかしながら、日本語検定試験の受験者数は増加しており、日本語能力自体はビジネススキルとして一定の評価を得ているものと考えられます。図1は2006年、2005年（世界各国で年1回、同日開催）の日本語検定試験1級受験者数です。日中間ビジネスに将来性を見出す中国人は少なくないと推測されます。

図1：日本語検定試験1級受験者数

国名	2006	2005	国名	2006	2005
日本国内	36,167	33,429	ベトナム	471	281
韓国	21,704	17,559	マレーシア	120	131
中国大陸	61,463	31,698	ミャンマー	183	153
香港	1,402	1,086	インド	158	143
台湾	9,869	7,873	オーストラリア	121	113
インドネシア	285	205	米国	442	297
シンガポール	312	262	欧州	406	375
タイ	758	471	その他	1,415	1,090
フィリピン	72	45	海外合計	99,181	61,782
国内外合計				135,348	95,211

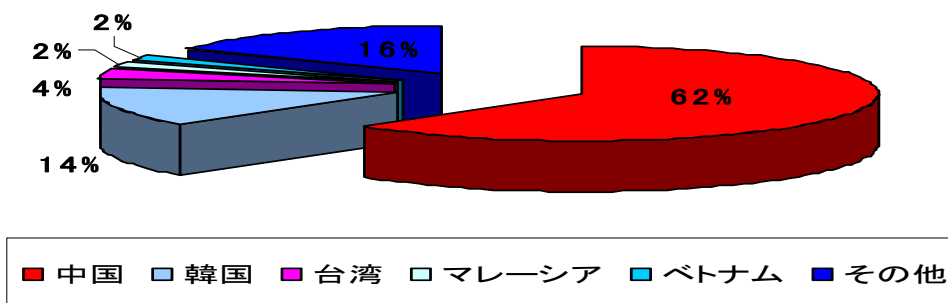
### 2、在日中国人人材市場概況

入国管理局の公表では、平成18年の在日中国人総数は560,714人で、外国人総数の26.9%を占め、前年比7.9%増加しています。

平成 18 年に新たに「人文知識・国際業務」または「技術」の就労許可を得た中国籍人材は 4,853 人で前年比 80.3%増加しています。就労資格発給数自体は 19,344 人で前年比 30%増加していますが、日本で正式就労資格を取得する中国人は激増しています。

留学・就学資格から、就労資格へと在留資格を変更した人数は、総数では 9,034 人、そのうち中国人は 6,000 人で 72.5%を占め、前年比 43.4%増加しています。

在日中国人のうち、今後新たに日系企業従業員として参入が期待される層は、留学生と言えますが、中国人留学生は、留学生総数（117,927 人）の 62%を占め、74,292 人でした。前年比では 7.8%減少しており、日系企業が中国人学生の就職先としての人気低下と同様、留学先としての人気も低下傾向にあることが伺える状況と言えます。下図は在日外国人留学生の出身国別分析です。



統計数値からみると、日本へ留学する中国人は減少しているものの、日本で就労資格を得る中国人は増加しており、中国人人材は、本社（日本）採用、勤務となる割合が増加していると言えます。

中国人は日本留学生のうち 30%強が日本就職し、70%近くが帰国するというのが現状と言えます。

### 3、在日中国人人材のキャリア意識

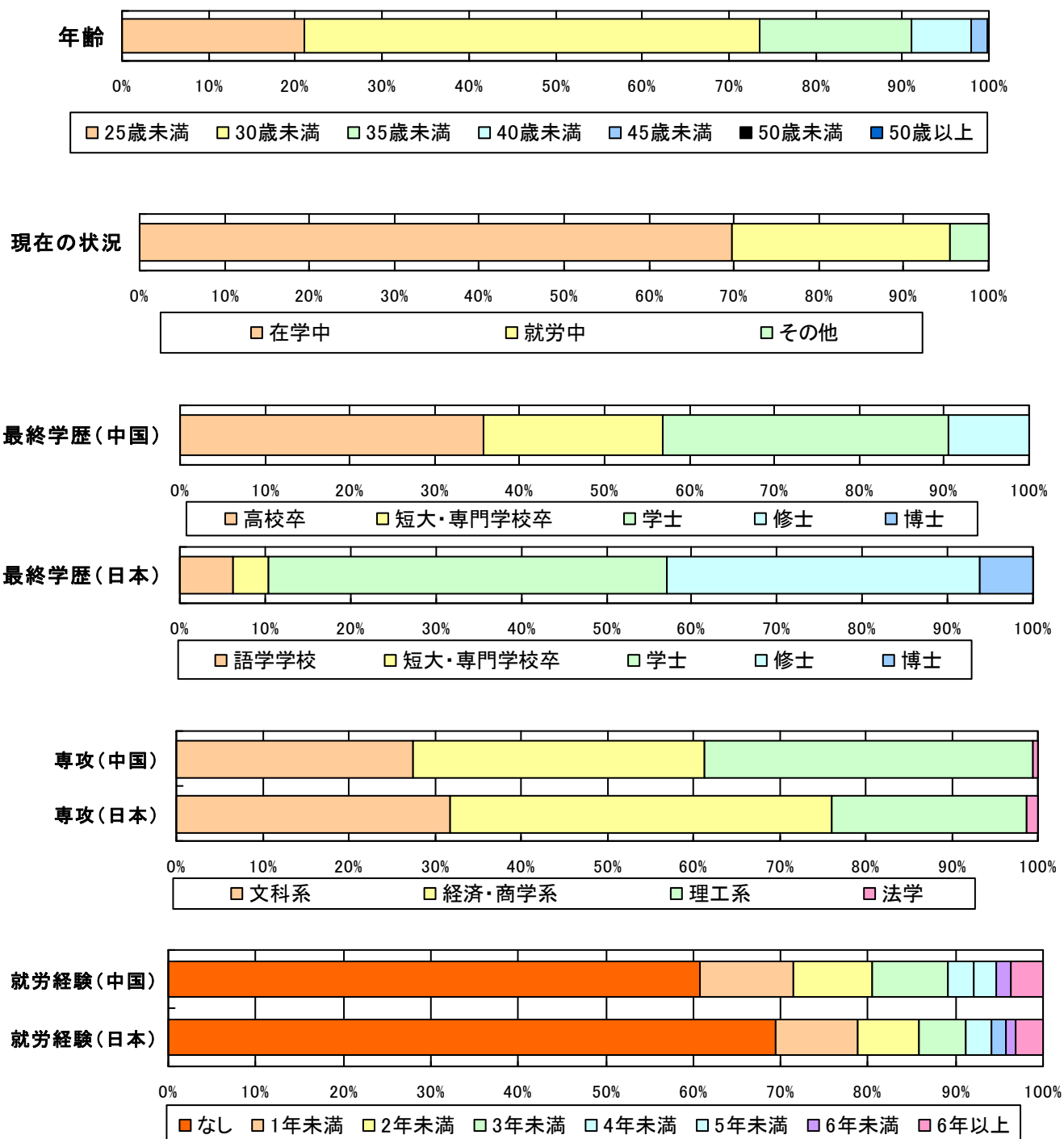
パソナグループで毎年実施している、「外国人就職セミナー」参加者の意識調査から、在日中国人求職者（留学生、転職希望者）のキャリア意識が伺えます。

#### 在日外国人キャリア意識調査実施概要

収集：パソナグループ主催“JOB 博 - 外国人のちから -” 来場者 1,232 人へのアンケート調査  
日時：2007 年 11 月 10 日（土）東京、11 月 11 日（日）大阪  
有効回答数：713（中国—大陸 395）



① サンプル概要 (中国大陸出身者 395名)



【年齢】

25歳から30歳の層が最も多く51.9%を占め、中国で大学本科卒業者が31.9%と最多ですが、中国で高校卒、短大・専門学校卒で就労経験を経ず日本の大学学部留学という若年層の留学生の増加が顕著です。従来、外国人留学生は、年齢の割りに職務経験が少なく、既存の組織体制に組み込み難いというケースが多々ありましたが、状況は変化していると言えます。

【学歴】

日本では、修士、博士課程修了者は4割を超えるものの、中国での修士課程修了者は9.1%



に過ぎず、博士学位取得者のサンプルはありませんでした。高度な専門性を求めている来日が多いことが伺えます。

【専攻】

日系企業において常に不足している理工系人材は、中国での学歴で 17.2%、日本での専攻では 12.9%に過ぎません。中国で理工系専攻の後、日本留学では、経済・商学系を専攻している理工系×文系のダブルメジャーの幹部候補生人材が少数ですが存在しています。コンプライアンス強化に伴い需要の高い、法学系の専攻者は少なく、貴重な存在であることがデータからも顕著です。

【職歴】

中国での就労経験を経た後、来日する中国人は減少傾向にあります。留学費用を貯めてから苦労して来日していたかつての中国人留学生のイメージとは異なり、経済的に恵まれた環境にある中国人留学生が増加していることが伺えます。

しかしながら、4割程度の人材は中国での就労経験を持っており、高い日本語力、日本での生活経験を備えた即戦力人材の存在は見逃せません。

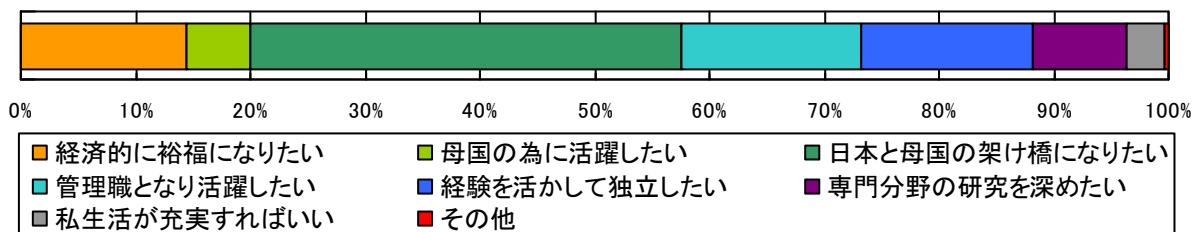
② 在日中国人のキャリア意識

在日中国人が就職先を決定する場合、まず、中国へ帰国就職するのか、日本に残るのが第一の選択となります。日系企業においても、有能な人材をグローバルに登用・活用する仕組み作りが始まっていますが、雇用側の育成、登用プランが明示されている企業は少なく、未だ、人材にとっては、帰国就労と日本就労はキャリアの分かれ道という感があります。単純に円換算した場合の目の前の報酬額格差が、人材の冷静なキャリアプランニングを阻害しがちです。

特に、職務経験の無い新卒、若年層では、在日中国人人材と中国国内人材の差異化要因が少なく、日本経験を評価に反映させることが難しく、日本勤務と中国勤務では額面上の報酬額に開きが大きい為、“何が何でも日本で働きたい”という人材は少なくありません。

在日中国人のキャリア意識調査では、帰国就職と日本就職に関する意識を聞いています。

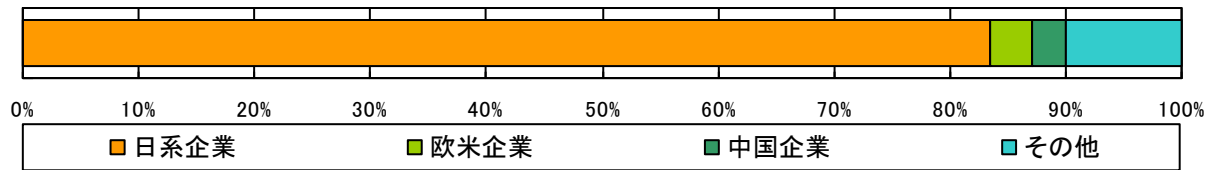
【どんなキャリアゴールを描いていますか？】



当調査は 2002 年から継続していますが、“管理職となり活躍したい”が増加し、“経験を活かして独立したい”が減少しているのが特徴です。



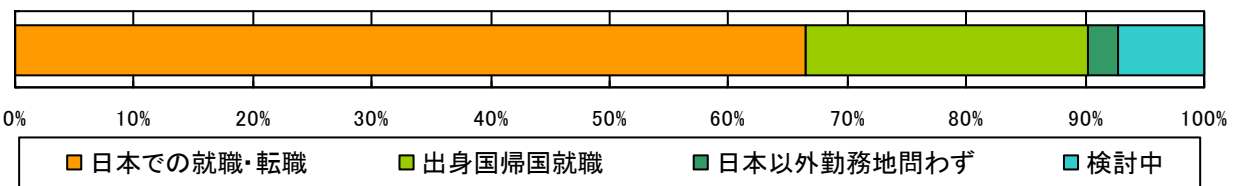
【就職するのであれば、どちらの企業（企業国籍）を希望しますか？】



中国の大学生向け調査（2006年3月、Hay Group 中国、ChinaHR.com 主催）では、働きたい企業の国・地域は、1位：欧米、2位：韓国、3位：香港・台湾、4位：中国、5位：日系という結果が出ていますが、当調査では、日系企業就職を希望する人材が8割を超えています。在日経験者には日本企業の“良さ”が理解されていると受け取れる結果です。日本企業の良いところを3つ選択で聞いた設問では、①人材教育・育成が充実している ②社会保障がしっかりしている ③安心して長く働ける ④福利厚生が充実している ⑤職場に一体感がある、が上位に上げられました。

これらの日系企業の特徴が、日本に馴染んだ在日中国人人材には高く評価され、中国国内の学生にとっては、就職先選択の優位性としては低いということが推測されます。

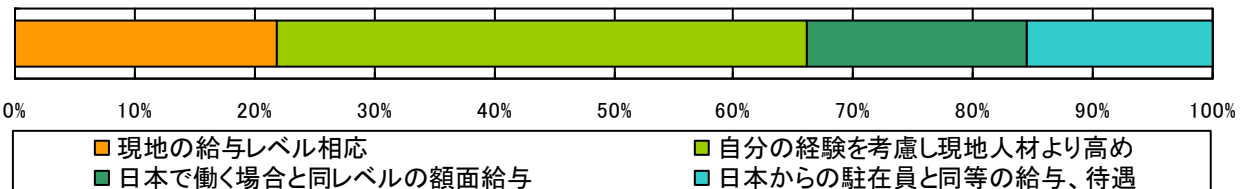
【今後の勤務希望国・地域】



日本での就職、転職希望者が62.6%を占めます。参加者全体（インド、欧米出身者等も含む）では64.5%であり、中国出身者は帰国就職希望者の比率が若干高めという結果です。日本就労希望（予定）期間は①永住予定：16.5%、②4～6年：15.4%と回答されており、日本での就職を“腰掛”“経験”だけとは捉えていない人材が多いと言えます。

数年前までは回答が多かった“本国で働くより貯金ができる”“留学にかかった費用を稼ぐ為”という日本就労が経済的に恵まれるからという回答が全く無かったことは、中国人留学生の留学動機、就職動機の変化を物語っています。

【中国帰国就職で希望する処遇】



長年に渡る高い賃金上昇率から、日中間のマネジメント層、高度人材の額面上の賃金格差は年々縮小していますが、“現地の給与レベル相応”を選択したのは2割強であり、日本経験が何がしか評価されることを望む人材が多いのが現状です。



在日中国人人材は、日本、日系企業に対する評価、“愛着”が高い若手人材が増加しており、現在の中国事業の変革期に対応する人材として、比較的短期間に育成可能な人材の宝庫と言えます。

日中何れかで職務経験のある人材は4割を超え、中国での職歴は①営業 ②秘書 ③貿易 ④研究開発 ⑤総務・庶務、日本での職歴は①営業 ②貿易、研究開発、IT関連 ⑤生産・品質管理 がそれぞれベスト5です。現在の中国事業で要請の高い、国内営業の強化、中国市場向け研究・開発、品質改善に対応できる即戦力人材を見出すことも可能です。

コンプライアンス強化、経営管理強化の為に経理・財務、法務、人事等の職種は、実務経験者は少なく、ポテンシャル人材の早急な育成が対応施策であると考えられます。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国： パソナ上海

上海市淮海中路222号力宝広場910室 〒200021 TEL: 86-21-5382-8210 FAX: 86-21-5382-8219

E-mail: [pasona@pasona.com.cn](mailto:pasona@pasona.com.cn)

パソナ広州

広州市天河北路233号中信広場写字楼1416号室 〒510613 TEL: 86-20-3891-1701 FAX: 86-20-3891-1702

E-mail: [jsgz@pasona.com.cn](mailto:jsgz@pasona.com.cn)

パソナ北京

北京市東城区東長安街1号東方広場西1号办公楼603B室 TEL: 86-10-8518-7172 FAX: 86-10-8518-7173

E-mail: [beijing@pasona.com.cn](mailto:beijing@pasona.com.cn)

日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル TEL: 03-6214-1571 FAX: 03-5200-3077

E-mail: [info@pasona-global.com](mailto:info@pasona-global.com)





MUFG中国ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大廈16樓	86-755-8222-3060

三菱東京UFJ銀行

成 都 駐 在 員 事 務 所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店 (ホテイイクラウソウラサ)2617号室	86-28-8674-5575
広 州 駐 在 員 事 務 所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
潘 陽 駐 在 員 事 務 所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈23階	86-21-5888-3590
----------------	--------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。